



はじめての ふくし



日本福祉大学

はじめての ふくし

本書では「福祉」を「ふくし」と表記します。

ふつうのくらしのしあわせ。

社会福祉の専門分野だけではなく、私たち一人ひとりのくらしが
しあわせになるように、

広い意味を持たせたいと考えています。

表紙について



北村友莉さん



今坂美智子さん

日本福祉大学は中部国際空港（愛知県常滑市）の開港以来、空港内にあるダストボックスに協賛し、設置を行ってきました。日本福祉大学が70周年を迎えるにあたり、ダストボックスに絵を入れ、空港を訪れる方が笑顔になれる、空港内を賑やかにしたいという願いを込めて、「つながるダストボックス」デザインコンテストを行いました（2023年）。入賞作品（5点）のデザイン仕様のダストボックス約400基が空港内に設置されています。前号（第21版）で3点、本号（第22版）で2点を表紙に使用しました。

1 「ふくし」って何だろう？	2
1 だれもが持っている幸せになる権利	3
COLUMN 1 世界人権宣言	
COLUMN 2 ユネスコ学習権宣言ー学ぶことの大切さ	
2 「いのち」	6
COLUMN 3 被災地での学生ボランティア活動	
3 「くらし」	9
COLUMN 4 豊かな国は？	
4 「いきがい」	10
COLUMN 5 ダウン症の書家 金澤翔子さんの活躍	
2 「ふくし」の広がり	12
1 憲法 25 条から憲法 13 条への広がり	13
2 「ふくし」を支えるさまざまな領域	14
3 「ふくし」をつなぐソーシャルワーク	15
4 身近な生活の場を「ふくし」社会に	16
5 0 歳から 100 歳の地域包括ケアー誰もが住みやすい地域づくりをめざして～	17
3 「ふくし」の課題とその解決策を考えてみましょう	19
1 「住みなれた地域でくらし続けたい」という願いを支えるには？	20
COLUMN 6 「モーニングカフェ」で団地の住民が交流	
2 だれもが安心してくらせるまちとは？	23
COLUMN 7 「障害」をどう表記するか	
3 情報技術はふくしにどう役立つのか	25
4 こどもが健やかに成長するには？	26
COLUMN 8 子どもの権利条約	
COLUMN 9 不登校の子どもとつくるフリースクール	
5 若者や家族を大切に社会にするには？	30
6 路上生活者（ホームレス）をどのように見えていますか？	32
COLUMN 10 ビッグイシューの活動	
7 環境保全と福祉はむすびつくの？	34
4 「ふくし」の歴史	35
1 慈善活動から社会事業へ	36
COLUMN 11 鈴木修学先生と日本福祉大学の創立	
2 ノーマライゼーションの社会へ	37
3 地域共生社会の実現に向けて	38
5 「ふくし」の仕事	39
1 より豊かな生活を支える「社会福祉」の仕事	40
COLUMN 12 社会福祉士と介護福祉士のちがい	
COLUMN 13 「児童養護施設」の役割	
2 「人」を育てる「ふくし」の仕事ー保育・教育にかかわる職業（教職）	44
3 広がる「ふくし」の仕事	46
COLUMN 14 スポーツの持つ力	
COLUMN 15 スポーツに関わるふくしの仕事	
COLUMN 16 SDGs（持続可能な開発のための目標）	
GUIDE 日本福祉大学は「ふくし」を学び研究するところ	52

1

「ふくし」って何だろう？

「ふくし」という言葉から、頭にうかぶものは何でしょうか。

ボランティア、お年寄りのお世話でしょうか、
それとも耳の不自由な人のための手話通訳でしょうか。



どれもまちがってはいません。

しかし、「ふくし」の世界や仕事はもっと広いのです。



それではみなさんといっしょに「ふくし」について考えてみましょう。



1

だれもが持っている幸せになる権利

もともと「福祉」という言葉は「幸せ」という意味です。英語では、welfareあるいはwellbeingです。wellは「こころよい」「すこやかな」という意味であり、fareは「くらす」「やっていく」、beingは「生きる」「人生」という意味になります。つまり、「快適に生きる」ということです。

「ふくし」の仕事は、人が快適に生きられるように社会的な支援をすることです。すべての人びとの「いのち」を大切にして、「くらし」を豊かにして、「いきがい」を見つけることを支えるのです。

「ふくし」と関係の深い言葉に「人権」があります。「人権」とは、人が幸せになることをさまたげられないように保障される権利のことです。ですから、「ふくし」の仕事は「人権」を大切にすることもでもあります。COLUMN 1

COLUMN 1

世界人権宣言

2度の世界大戦の反省にもとづき、1948年12月に国際連合の第3回総会で採択された宣言。人は生まれながらにして自由、すべての差別の禁止、法の下での平等など30条にわたって人権を宣言しました。

この宣言にもとづく人権保障に法的な拘束力を持たせるため、1966年に「国際人権規約」が採択されています。

2014年、国連規約人権委員会が日本政府に対して6回目の審査をおこないました。日本の人権状況は改善されたところも多いのですが、例えば、あらたな課題として、秘密保護法、ヘイトスピーチ、原発事故による被害者の問題などが挙げられ、さらに重要事項として、死刑、慰安婦、技能実習生、代用監獄の4テーマで改善勧告がされています。



世界人権宣言

ホームページなどで実際の宣言文や規約を読んでみるなどしてみましょう。また、日本での批准内容や規約との相違点などについて話し合ってみましょう。

図1 「ふくし」モデル

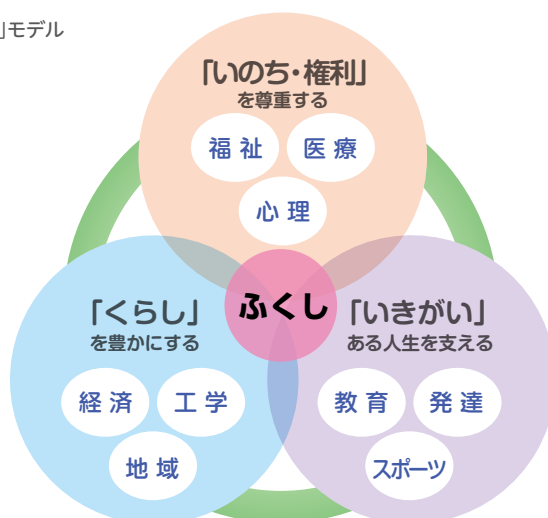


図1 は、日本福祉大学が考える「ふくし」の3つの領域を示しています。

「いのち・権利」を尊重するには、安心して安全にくらせるための福祉や医療、心理が必要です。一人ひとりのいのちを大切にし、その存在を権利として保障し、その人らしく生きていけるような支援が必要です。その人の生活を支えていくためには、医療や福祉、心理の関係者がチームを組み、包括的に支援していくことが求められています。そのためにも「多職種連携」は大切なアプローチです。

「くらし」を豊かにするためには、経済活動が基本です。みんなが豊かにくらしていけるような経済のあり方が大事なのですが、実際には「経済的な格差」が社会問題になっています。格差社会ともいわれます。さらには人をとりまく環境や生活の基盤としての地域のあり方も、大切な要素です。こうしたことを是正していくための経済や政治、社会全体の取り組みが大事です。

「いきがい」ある人生にしていくためには、基礎となる「共に生きる力」を育む教育や保育が不可欠です。人は生涯にわたって人間として発達していきます。また私たち一人ひとりが健康であること。またスポーツを通して、いきがいを育むこと。

こうした3つの領域に重なるのが「ふくし」です。ふつうのくらしのしあわせは、私たち一人ひとりの存在を尊重するという人権の問題であり、それぞれの生き方の問題でもあります。このことは今日、Well-beingとも言われます。しあわせな状態のことを意味します。さらには私たちのくらしの基盤となる地域や環境をよりよくしていくことが大切です。でも日本だけがよければいいわけではありません。これからの日本には今まで以上に多くの外国籍の人たちと一緒に生活をしていくこととなります。多文化共生や国際的な視点がとても大事になっていきます。

「ふくし」の反対語は「戦争」といわれます。戦争や内戦は私たちの平和なくらしを一瞬で奪っていきます。そうならないように世界中が平和でなければなりません。ユネスコは学習宣言 **COLUMN 2** (p.5)をおこない、学ぶことや文化に親しむことが、生きるためになくてはならないものであると訴えました。

COLUMN 2

ユネスコ学習権宣言 —— 学ぶことの大切さ

「学習権宣言」は、1985年3月にパリのユネスコ本部で開かれた第4回ユネスコ国際成人教育会議において採択されました。

「学習権とは、読み書きの権利であり、問いつづけ、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、…」と宣言文が続きます。

学ぶ権利は、「生き残るという問題が解決されてから生じる権利」ではなく、「未来のためにとおかれる文化的ぜいたく品」でもありません。学ぶことによって、生活水準を向上させ、農業や工業を発展させ、健康な生活を続ける力を育てます。戦争を避けたいのなら、平和に生きること、互いの理解を深めることを学ばなければなりません。

ユネスコ学習権宣言



ホームページなどで、ユネスコ学習権宣言を探して読んでみましょう。

また、ユネスコのホームページ (<https://unesco.or.jp/>) にはさまざまな活動が報告されているので、見てみましょう。

TOPIC

エッセイを書いてみよう

社会の変化や技術の進歩など、私たちの暮らす環境は日々変化しています。その中であなたが感じたこと、疑問に思ったこと、新聞やニュースを見て考えたこと。「わたしとふくし」というテーマでエッセイにまとめてみましょう。

「高校生ふくし文化賞エッセイコンテスト」
ホームページ



入賞作品集をご希望の方へ

入賞作品集をご希望の方は、下記または上記ホームページからお申込みください。在庫のある限り頒布をいたします。作品は上記ホームページでもご覧いただけます。

申込

日本福祉大学 エッセイコンテスト事務局
〒460-0012 名古屋市中区千代田5丁目22番35号
TEL 052-242-3045

20 世紀は、戦争の世紀といわれました。そして、21 世紀の今日も、宗教や民族のちがいが、国と国の利害が衝突して、世界各地の戦争は簡単にはおさまりそうにありません。UNHCR 本部の発表によると、紛争や迫害により故郷を追われた難民は 1 億 2,000 万人といわれています（2024 年 5 月時点）。戦争と貧困、飢えで亡くなる人の数は想像できないくらいたくさんいます。

一方、世界の人口は、2000 年にはすでに 60 億人を超え、2024 年は 81 億 1,900 万人。21 世紀半ばには 97 億人に達するといわれています。とはいえ、第二次世界大戦後の途上地域における、人類史上まれにみる急速な人口増加とそれによる開発等による問題は、地球の持続可能性に大きな影響を与えています。合計特殊出生率は、西部・中部アフリカでは 5.2（2018 年）、東部・南部アフリカは 4.2（2018 年）となお高水準であり、このような地域ではたとえ戦争がなくても貧困や環境破壊、民族紛争、エイズ感染など、多くの「いのち」がおびやかされる問題をかかえています。

また 2019 年 12 月 31 日に原因不明の肺炎の集団感染事例として世界保健機関(WHO)へ報告された新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は全世界で猛威をふるい、感染者数は約 7.64 億人、死亡者数は約 691 万人だと報告されています（2023 年 4 月現在）。このようなコロナ禍では、高齢者や障害者や基礎疾患持つ方々、ワクチンが行き渡るのが遅い国の人々などが高いリスクにさらされました。

本当の「平和」とは、戦争がないということだけでなく、地上のだれもが安心して明日を信じて生きられることではないでしょうか。

アジアで初めてノーベル経済学賞を受賞したインドのアマルティア・センは、「社会的コミットメント（約束、義務、責任を果たす）」という考え方を示しました。センの考え方をわかりやすくまとめて紹介します。

センは、人間には 2 種類の「自由」があるといいます。ひとつは自分の「ふくし」を向上させる自由です。もうひとつは、場合によっては自分の「ふくし」を犠牲にしても、危険にさらされている他人を救おうとしたり、社会正義のために行動する自由です。他の人たちの願いを自分の使命として進んで引き受けることも、人間として大切な「自由」だということです。そして、これらの自由を支える条件をととのえるのが、各国の政府や国際社会の役割なのです。

[参考文献：アマルティア・セン原著、大石りら翻訳『貧困の克服－アジア発展の鍵は何か』（集英社新書、2002）]

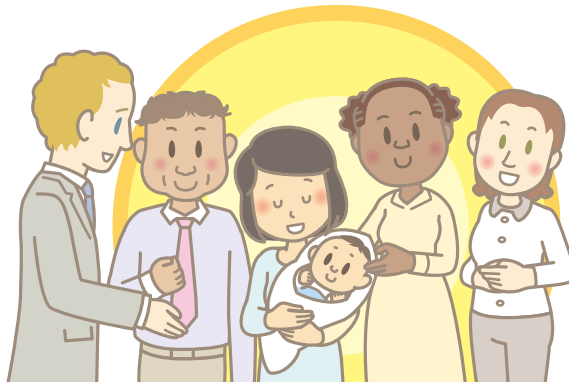
2011年3月11日の東日本大震災は、津波と原発事故（天災と人災）が重なり、甚大な被害をもたらしました。多数の死者や行方不明者に加えて、家や仕事を失い、14年が経過した今でも、長年住み慣れた土地に戻れなくなっている人が数多くいます。その後も、西日本豪雨災害（2018年）、令和元年房総半島台風（2019年）、令和元年東日本台風（2019年）、令和2年7月豪雨（熊本豪雨、2020年）、令和6年能登半島地震（2024年）による災害などが発生しています。**COLUMN 3**（p.8）

日本列島は、狭い国土に住宅が密集し、海に囲まれた火山帯の上にあります。これまでくりかえし、震災や風水害など自然災害と向き合い、そのたびに復旧、復興を重ねてきました。東日本大震災では、1995年1月17日の阪神淡路大震災以降の経験が生かされ、組織的なボランティア支援に加え、避難所や仮設住宅での支援のあり方にも、被災した人の立場に立った工夫がされました。原発については、廃止を中心にすえて、事故がおこらない対応の重要性が確認されました。しかし、政権が変わると、再稼動を進める方針が示され、その是非が問われています。

全国各地では、いつなにか地震や津波があってもおかしくないという想定で、避難場所や避難経路、そして万が一の場合の相互支援の手順など、具体的に地域防災・減災を実現する動きがすすんでいます。しかし、一番大切なのは日ごろの人のつながりです。

これからの時代は、ひとりぐらしの高齢者がふえ続け、認知症の方もふえます。少子化と孤立した子育てが広がり、地域や社会で子どもを育てるという考えや気風が弱まっているといわれます。お互いの立場や事情を理解し、みんなが力を合わせながら、同じ町や村で過ごすのでないとしたら、自然災害はまるごと町や村をのみ込んでしまうでしょう。

なにはさておき、少しでも何かを送ろう、何かしたいと思った気持ちを忘れてはいけません。かの地でボランティアとして体験した、人と人との心温まる交流を風化させてはいけません。



被災地での学生ボランティア活動

2018年は災害が多発した年でした。日本福祉大学では災害ボランティアセンターが中心となり、被災地を応援する募金活動を何度も大学内で実施しました。また、7月に発生した西日本豪雨災害では、被災地のひとつである岡山県総社市の日羽地区にて支援活動を実施しました。急な呼びかけにも関わらず、14名の学生と4名の教職員が集まり、大学のバスで現地に入りました。2日間、私たちは3つのグループに分かれて、地区内にある家の掃除やがれきを運ぶなどの作業をお手伝いさせていただきました。その中で、様々な方との出会いがありました。あるお宅のがれきをトラックに積める手伝いをしていた時、そのお宅の方が飼っているペットのお話や、被災されたときの話を聴かせてくださいました。そして、その方は帰り際に「これ持って行って!」と盆栽2つを私たちにくださったのです。それは豪雨災害の被害に遭いながらもまだ生きている盆栽でした。



泥にまみれてしまっていますが、水にのまれながらも精一杯生きた盆栽です。いただいた私たちは、命・生きるということの重みをしっかりと胸に刻み込みました。また、あるお宅で、はがした壁を土のう袋に入れる手伝いをしていたところ、その家の奥様か



ら「日本福祉大学の学生ですか?」と聞かれました。「そうです」と答えると、「私、福祉大の卒業生なんです」と、とても嬉しそうに話してくださいました。大学の話で盛り上がり、「ここで福祉大の後輩たちと出会えたことで元気が出ました!」と語ってくださいました。私たちの姿だけで少しでも力になることもできるのだと、勇気づけられ、現地にお住いの

方々の想いに寄り添うことの大切さを身をもって知ることができました。

災害ボランティアセンターでは、このような現地での体験を、大学のある知多半島に減災の取り組みとしていかしています。美浜町では「みんなの減災カレッジ」を大学・行政・社協の3者協働で実施しています。また、武豊町では小学校や中学校の授業で防災福祉教育に取り組ませていただくと共に、学生が主体となって地域減災活動である「あそぼうさい」を開催しています。

1959年、中部地方を襲った伊勢湾台風の際、日本福祉大学は救援に立ち上がるこそ社会福祉の原点と考え、学生・教職員とともに学園創立者の鈴木修学先生も支援活動を行ったとのこと。「社会福祉は人にあり」と喝破された鈴木修学先生の教えは大学の伝統として脈々と現在に根づき、今回の災害支援活動の中でまさに実践をもって心得ることができると気づかせてくれたのではないのでしょうか。



3 「くらし」

『パパラギ』^{おかざきてる お}（岡崎照男訳、学研、1981）という本があります。西サモアの小さな島に住む酋長^{しゅうちょう}のツイアビは、ヨーロッパの文明社会を体験しますが、自然と調和して生きる南の国の生活ほど豊かなものはないと実感します。パパラギとは白人のことです。ツイアビは、パパラギが、カネやモノのとりこになって目の輝きを失い、有り余るモノを持ちながら、となりに不幸な人がいても平気であり、「時間を虐待」していることをなげきます。

現在、共生という言葉が広がっています。仏教の言葉では「ともいき」というようです。「くらし」は、みんながともに豊かに、あるいは豊かな気持ちになってこそ楽しいものです。自分の持っている物や力を少しでも社会に役立てる活動がボランティアです。それはやがて、「順ぐりのおかえし」（至文堂、現代のエスプリ『ボランティアズム』副題）となって広がっていきます。「くらし」を楽しくするためには、まずは自分が社会の中で生かされている（社会参加している）という実感を持つところに出発点があるのではないのでしょうか。

COLUMN 4

COLUMN 4

豊かな国は？

世界の中で豊かな国はどこだと思いますか？ 国ごとの豊かさを比較する指標として広く使われているものに、国際通貨基金(IMF)によって開発された「国内総生産(GDP)」があります。これは一定期間の国の経済活動の成果を表すもので、これをもとに算出される「一人当たり国内総生産」がその国の経済的な豊かさを示していると考えられています。

これに対して、人間の豊かさは経済面だけからとらえられるものではないという考え方で、別の指標が開発されています。例えば、経済協力開発機構(OECD)は、2011年に「より良い暮らし指標」(Better Life Index)を発表しました。これは、幸福に不可欠と特定している物質的な生活条件と生活の質を反映した11項目^(*)で幸福度を測定するものです。

- (*) ①住宅 ②所得と富 ③雇用と仕事の質 ④社会とのつながり ⑤知識と技能 ⑥環境の質 ⑦市民参画 ⑧健康状態 ⑨主観的幸福 ⑩安全 ⑪仕事と生活のバランス

最近では、ブータン王国が提唱する「国民総幸福量」やイギリスの研究機関(NEF)が開発した「地球幸福度指数」なども注目されています。

4

「いきがい」

日本は経済的に豊かな国に数えられながらも、全国の自殺者総数は 21,837 名、中高年を中心に 1 日約 60 名もの人が自殺をしている計算となります。(令和 6 年 3 月 29 日／厚生労働省・警察庁「令和 5 年中における自殺の状況」)

テレビにうつる開発途上国の子どもの瞳は輝いているように見えます。それに比べて日本の子どもは少し疲れた暗い顔をしているように見えるかもしれません。

いま日本では、高齢者も、中高年も、子どもも、日常の生活に満足できていないのでしょうか。一番^{いちばんがせやすこ}ヶ瀬康子さんは、日常生活要求を以下の 3 つのレベルでとらえています。

- (1) 衣食住、保健衛生などの基礎的生活要求
- (2) 人間関係や職業などの社会的な生活要求
- (3) 遊び、レクリエーション、趣味、学習などの文化的生活要求

(一番ヶ瀬康子『福祉文化論』有斐閣、1997)

私たちが満足できていない要求レベルは、(1)よりは(2)、(2)よりは(3)の比重が大きいに思われます。やりたいことができていないということです。自分の生活に満足できていなければどうなるでしょうか。高齢者は、自分の歩んだ人生にふさわしい生き方がしたいと思うかもしれません。中高年は仕事や生活に追われ、家族や友人と過ごす時間がなくなり、疲れ果ててしまうかもしれません。子どもは、楽しいはずの勉強や学校というイメージが持てないまま、いろいろなことがつらくなってしまうかもしれません。これらには、日本の文化のレベルが反映しているともいえます。心のゆとりが失われてしまっているのではないのでしょうか。せかせかと目先の利益に向かって走っていて、走ることもそのものが目的になってしまっているのではないのでしょうか。

いきいきしている人たちの多くは、夢を持っています。そして、それを実現するための目標があり、人の輪（ネットワーク）を持っています。人とのつながりは、趣味であったり、スポーツであったり、芸術であったりします。文明より文化、物質より精神の豊かさが、「いきがい」として求められているのです。COLUMN 5 (p.11)

「いきがい」があるから、「いのち」が輝きを増し、「くらし」の質が高まるのです。すべての人が快適に生きられるまちづくり、物づくり、そして社会の仕組みをつくること。すべての人びとの「いのち」を大切に「くらし」を豊かにする、「いきがい」を見つけることを支える、それらのすべてが「ふくし」なのです。

さあ、あなたはこれから「ふくし」について何を学びますか……。

ダウン症の書家 金澤翔子さんの活躍

障害という言葉について、かつては個人の「障害」という意味あいでも使われていました。心身に何らかの働きの不具合があり、十分に能力が発揮できなくて、それが社会的な不利（ハンディキャップ）になるという考え方です。

現在では、「障害」を周囲との関係でとらえる考え方に変化しました。人は、心身の一部の働きが悪いとしても、時と場合によっては大きな力を発揮できます。周りが差別しないで、その個人の活動や社会参加を大切にして、持ち味をうまく発揮できる条件が整うならば、「障害」と「健常」の区別は必要がなくなります。

日本福祉大学客員准教授の金澤翔子さんは、書家として世界的に活躍されています。2012年、NHK大河ドラマ「平清盛」を揮毫（きごう）されたことでも有名です。

同じく書家で本学客員教授の金澤泰子さんは、「ダウン症」の娘を持つ母親として、様々な苦悩にぶつかりながらも、これまで翔子さんと共に歩んでこられたそうです。泰子さんは、翔子さんの書が人々を感動させる理由について、「純粋な魂と優しさを持ち、世俗への欲望を全く持たない生き方をしている翔子によって書かれた書だからです」と話します。

翔子さん個人の「障害」という点に着目すれば「ダウン症」。しかし、その独創的で人の心を動かす「書」に着目すれば、個性豊かなすばらしい才能をもつ書家です。翔子さんは、30歳を機に念願の一人暮らしを始め、社会、世界とつながりいきいきとした生活を送っています。



この作品は、日本福祉大学スポーツ科学部棟内エントランスに飾られています。



2019年9月14日 日本福祉大学セミナー（福岡会場）での講演と揮毫



「ふくし」の広がり

「ふくし」というと、

「社会福祉」をイメージする人が少なくありません。

社会福祉とは、

「ふくし」を実現するための「社会のしくみ」「社会的な手だて」のことです。



それは、自らの努力(自助)、助け合い努力(共助)、

国や自治体がおこなう「安全と安心」を保障する仕組み(公助)をさします。



ますます広がる「ふくし」の世界についてみてみましょう。



1

憲法25条から憲法13条への広がり

日本国憲法第25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と書かれています。すべての人びとの、「いのち」「くらし」「いきがい」を保障していくことを宣言したのです。そのあとに続く文章には、「社会的な手だて」が示されています。自立して生活できるようにするための人の支え、お金や物の援助、健康にくらせる手助けをおこなう仕組み（制度）を整えるということです。そのため、国や自治体は、税金や保険料で、生活、病気、老後、介護、障害などで困った場合の保障の仕組み（年金や医療などの制度）を整えてきました。

憲法13条では、個人の尊重、幸福追求権が定められています。最低限度の生活の保障だけではなく、それぞれの人に合った質の高い生活（QOL＝クオリティ・オブ・ライフ）が求められるようになりました。社会福祉を超えてさまざまな領域で「ふくし」の実現が考えられるようになりました。

最近、アクセシブルデザインという言葉がよく使われます。みんなのためになる計画、設計に加え、高齢者や障害のある人一人ひとりの要望にあわせ、誰もが不自由なくサービスを利用できるようにしたり、機器や道具を使えるよう工夫するという意味です。障害のある人の便利さを考えたモノや施設のデザインは、そうでない人にとっても便利です。みんなが利用しやすく、安全で、環境に配慮した商品を開発し、安価で提供できるようにしなければなりません。障害者や高齢者が住みやすい生活や環境を考えることは、みんなの「ふくし」を広げることになるのです。



私たちのくらしの中で、どのようなものがアクセシブルデザインになっているか、調べてみましょう。

2

「ふくし」の広がり

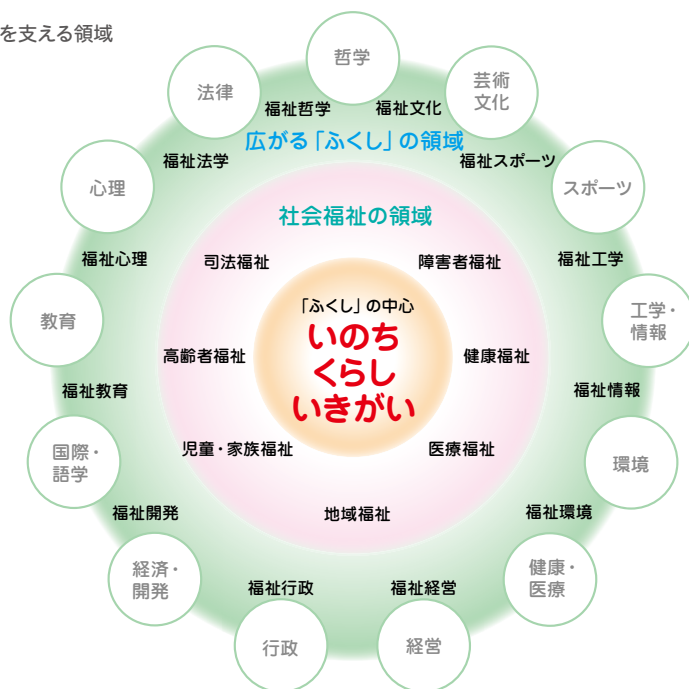
2

「ふくし」を支えるさまざまな領域

社会福祉には、「〇〇福祉」とよぶ多くの分野があります。図2の社会福祉というピンク色の円の中に書かれている分野がそれです。医療福祉や健康福祉は、心やからだの健康やその回復を支える「ふくし」です。地域福祉は、ふだんの生活を地域で支えあう「ふくし」の実現をめざすものです。児童・家族福祉、障害者福祉、高齢者福祉などは、それぞれ子ども、女性、障害者、高齢者に対する「ふくし」です。司法福祉は、法律で解決する問題も福祉的な援助が必要だということから生まれました。

さまざまな領域の「ふくし」は、図2の一番大きな円に示され、「福祉〇〇」とよばれることが多いようです。福祉経営は、社会に貢献する企業経営や利益を優先しない団体（NPO）の経営、福祉情報は人にやさしい情報技術や情報ネットワークを意味します。福祉機器（用具）の開発、バリアフリー設計にかかわる福祉工学、心のケアを重視する福祉心理学も注目されています。福祉産業、福祉ビジネスに加え、福祉観光といった領域の発展も期待されています。

図2 「ふくし」を支える領域

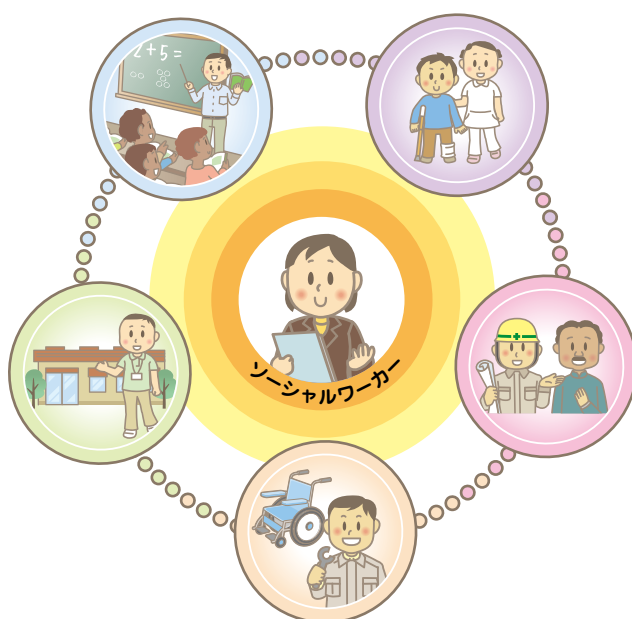


3

「ふくし」をつなぐソーシャルワーク

このように「ふくし」の領域では、それぞれに専門的な知識や技術を持った人たちが働いています。人と社会をつなぐ、その人の環境を整えていくのがソーシャルワークです。私たち一人ひとりの「ふつうのくらしのしあわせ」、それを実現していくためにソーシャルワークの考え方を知っておくことはとても大事です。でも、これらの人たちが別々に働いていたのでは、「ふくし」は実現しません。

支えを必要としている人を真ん中にして、みんながつながってはじめてその人の「いのち」「くらし」「いきがい」をトータルに支えることができます。それをつなげる役割をはたしているのが、ソーシャルワーカーです。ソーシャルワーカーが、その人の求めるくらし方・生き方に寄りそいながら、必要な領域の人々をつなぐことで、本当の「ふくし」が実現するのです。



4

身近な生活の場を「ふくし」社会に

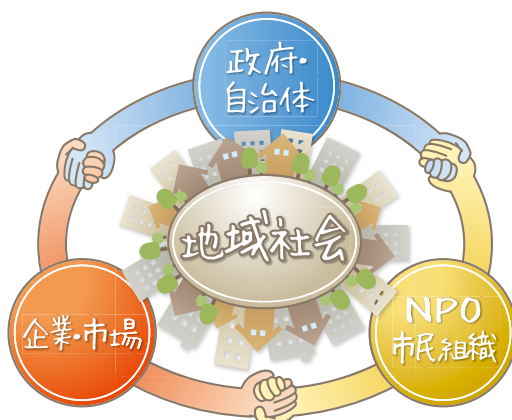
これまでは、日本を含め世界の多くの国が、国を単位として「ふくし」の充実をめざしてきました。しかし、よりきめ細かで豊かな「ふくし」社会を実現するためには、ナショナル（全国的）な水準だけでなく、ローカル（地域的）な水準で考えることも不可欠です。

「いのち」を守り、「くらし」を豊かにし、「いきがい」を持ち、質の高い生活を営む場が、ふだん私たちが生活する「地域社会」です。地域社会とは、私たちが住む「まち」

や「むら」ということです。まちやむらという地域は、さまざまな人間の必要（ニーズ）とその充足の問題を解決する主体が存在する「総合的な場」にほかなりません。

そして、「いのち」「くらし」「いきがい」という3つの価値を大切にしながら、快適に生きてゆくことのできる社会を、「ふくし」社会とよぶことができます。この「ふくし」社会を実現していく、最小の単位が地域社会です。

豊かな「ふくし」は、国やまちやむらといった政府・自治体だけでなく、企業をはじめとする市場（商品やサービスを提供する場）、NPOなどの市民組織もいまでは大きな役割を果たしています。これらの各主体が対等な関係に立ち、相互に連携し、補いあいながら生きていくことが、地域の中で求められています。



0歳から100歳の地域包括ケア ～誰もが住みやすい地域づくりをめざして～

多様性を認め合う

地域にはいろいろな人たちが住んでいます。赤ちゃんも、子どもたちも、若者や壮年（40代、50代）、お年寄り、障害のある人、国籍や民族、性的指向、宗教や思想の違う人たちも暮らしています。それぞれ立場や意見の違う人たちが、お互いのことを認め合い、多様な生き方があることを尊重するというダイバーシティの考え方にもとづき、みんなが助け合って生活ができれば、それは理想的なまちになります。

そのときに誰もがふつうの暮らしをしていくことは権利であるというノーマライゼーションの考え方や、誰ひとりとして排除せずに全員を包摂（包み込む）していくというソーシャルインクルージョンの考え方が大事にされています。

しかしながら、こうした地域共生社会を実現していくことはとても難しいことです。例えば、私たちの福祉意識には「総論賛成・各論反対」の傾向があるといわれます。「障害のある人たちの人権を大事にしよう」という主張にはみんな賛成をします。ところが自分の家の近くに障害者の福祉施設ができるということになると反対をするのです。そうした差別をなくしていくために「障害者差別解消法」といった法律もできました。合理的配慮をしたり、私たちの福祉意識を高めていくことが大切です。

複雑なニーズに応える多機関協働

また実際に、地域では様々なニーズの変化も起こっています。1つの家族のなかで、認知症の高齢者、障害のある母親、不登校の児童が暮らしているような場合、それぞれ個人への支援だけではなく家族全体の支援が必要です。あるいは核家族で、子育てをしている夫婦の親が要介護になり、子育てと介護のダブルケアが必要になっている家族もあります。地域には支援を拒否する人もいます。「自分のことは放っておいてくれ」「自分なんか生きていても仕方ない」とセルフネグレクト（自己放任）の人。近隣の人や専門職は心配していても、本人は「大丈夫、大丈夫」と言って、全く困った実感が無い人。いろいろな事情で社会的に孤立している人たちが増えています。こうした人たちを支えていくためには、バラバラな支援ではなく、包括的な支援が必要になっています。

みんなが支え合っていくためには、生活を支える様々な専門職が協働していくことが不可欠です。このことを「多職種連携」といいます。それができるように大学のときから教育や卒業した後の研修、現場でのカンファレンス（会議）の持ち方、連携がすすむようなシステムが必要です。最近では、こうした組織や機関が連携するために「多機関協働」の仕組みづくりが自治体に求められています。

ただし専門職だけが頑張っても、地域全体取り組みにはなりません。先述したように、

地域住民のみなさんの理解や参加、協力がなければきめ細かな対応はできません。その人らしく生きていくためには、社会的な孤立をなくし、豊かな人間関係や社会関係があることが大切です。

0歳から100歳の地域包括ケア

以上のように地域でくらしている様々な人たちを対象にして、地域共生社会を実現していくために、福祉、保健、医療、教育や司法といった多くの専門職や機関・組織が連携して、かつ何よりもそこに住む地域住民のみなさんの気持ちを大事にして、誰もが住みやすい地域づくりをめざしてお互いに支え合っていくことが、0歳から100歳の地域包括ケアという考え方です。

国としても、こうした地域共生社会という考え方のもとに、自治体ごとに包括的支援体制の構築が進められているところです。日本福祉大学のある愛知県知多半島では、全国に先駆けて、こうした0歳から100歳の地域包括ケアを実現するための挑戦がはじまっています。

TOPIC

「0から100歳の地域包括ケア」への挑戦 ～大学と地域の協働研究～」を刊行

子どもから高齢者まで、あらゆる人たちが役割を持ち、お互いに支え合うことができる地域共生社会をどう創出していくか、知多半島のNPO法人、行政、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療機関といった現場の方々と、日本福祉大学の研究者が協働して、課題解決に向けて進めてきた研究成果の集大成として刊行されました。

(2024年3月)

本書で取り上げている6つのテーマ

- ① 人生の最後にどう向き合うか
—社会的孤立とライフエンディング—
- ② 子どもの生きづらさに寄り添う
- ③ 多職種連携を創出する過程
- ④ 多重層支援体制整備事業への挑戦
- ⑤ 地域の災害・減災にどう備えるか
- ⑥ 人が交わるプラットフォームの創出



『0から100歳の地域包括ケア』への挑戦
～大学と地域の協働研究～
日本福祉大学 地域ケア研究推進センター編
大学図書出版より刊行、ISBN978-4-909655-84-4



「ふくし」の課題とその解決策を 考えてみましょう

「ふくし」の対象になる人は、
障害者や高齢者など限られた人たちだけではありません。
だれもが生まれてから生涯を終えるまで、「ふくし」に支えられて生きています。



「ふくし」を担うのは、専門職だけではありません。
こんにちの「ふくし」は、行政はもちろん、企業、市民などさまざまな
人によって、担われています。



これからそのいくつかについて考えてみましょう。



1

「住みなれた地域でくらし続けたい」という願いを支えるには？

多くの人たちは、「年をとって、病気になったり、からだが不自由になったりしても、家族や友人のいる住みなれた地域でくらし続けたい」と願っています。ところが実際には、高齢になったり障害があると自分の家でくらし続けることが難しくなっています。だれでも年を重ねると共に、自分で身のまわりのことをすることが難しくなっていきますが、ひとりぐらしや夫婦の世帯が増える中で、それを手助けしてくれる人がそばにいない場合も少なくありません。

また、身のまわりのことは自分でできる人であっても、一日中だれとも話をせずに過ごしている高齢者もいるようです。最近では、自宅で亡くなっても何日間もだれにも発見されずにいるような孤立死が起きています。これでは、豊かな生活とはいえません。誰もが、住みなれた地域でいきいきとくらし続けるためには、さまざまな支援や取り組みが必要です。 **COLUMN 6**

COLUMN 6

「モーニングカフェ」で団地の住民が交流

愛知県名古屋市熱田区にある神宮東けやき会では、土曜日の朝、団地の集会室を利用して「モーニングカフェ」を開いています。神宮けやき会は団地に住んでいる人たちの集まりです。カフェの日には、会の担当者がパンとコーヒーを用意し、団地の住民はだれでも参加できます。特別なプログラムはなく、コーヒーを飲みながら自由におしゃべりをする場になっています。

「モーニングカフェ」は、同じ時期に団地に入居した人たちが会社を定年退職する年になり、これからはもっと住民同士が交流して助け合っていくようにしたいと考えるようになったことから始まりました。愛知県はモーニング発祥の地といわれ、もともと



喫茶店で朝食をとる習慣の人が多かったことから、「モーニングカフェ」というアイデアが生まれました。最近では、困りごとの相談や、団地の問題などを話し合うことも増えているようです。また、スポーツや趣味の活動など、カフェ以外の時間の交流も活発に行われるようになっていきます。このような交流のある団地では、孤立死などは起きないのではないのでしょうか。

からだが不自由になったときどうなるの？

高齢になるにつれて、介護や医療が必要になる人が増えていきます。そのための経済的負担、介護を続けていく中でおこるかもしれない身体的、精神的な負担が、高齢者の家族に重くのしかかることとなります。こうした不安を解消するために介護保険制度が生まれました。40歳以上の人たちが保険料を毎月支払い、原則として65歳以上になってからだが不自由になったり、^{にんちしやう}認知症がはじまったりしたときには、その程度に応じて介護サービスが受けられる仕組みです。自宅での介護サービスが受けられますし、高齢者の施設（特別養護老人ホームなど）や病院のサービスを受けることもできます。

自分で身のまわりのことができなくなり、お金の管理もできなくなったような場合には、社会福祉協議会などが行う福祉サービスを受けたり、^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度といって、信頼できる人に代理を頼んだりする制度もつくられています。今後は、さらに高齢化が進み、認知症になる人も増えていくので、法律や福祉の専門家だけではなく、一般市民が「市民後見人」として活躍する機会が多くなっていくことでしょう。

福祉施設に入るには、家族や友人と別れなければならないの？

はじめに多くの人が自宅でくらすことを望んでいると説明しましたが、手厚い介護や医療が必要になった人やその家族にとっては、自宅よりも施設で過ごす方が安心できる場合も少なくありません。入所施設には、一人ひとりの状態に応じた介護・医療などのサービスを提供することができる環境が用意されており、高齢者の生活を支える上で重要な役割を持っています。そのような施設に入るためには、住みなれた地域から離れなければならないのでしょうか。

いま多くの福祉施設では、入居者が買い物や食事などで外に出かけていく機会をつくったり、施設の中にある喫茶店を近所の人たちにも開放したりするなど、入居者が地域の人と交流するためのさまざまな工夫に取り組んでいます。また、最近では、地域密着型施設や小規模特別養護老人ホームなど、まちの中に小さな施設をつくり、その地域に住んでいる人が入居し、家族や友人がいつでも会いに行くことができるような施設づくりもすすめられています。

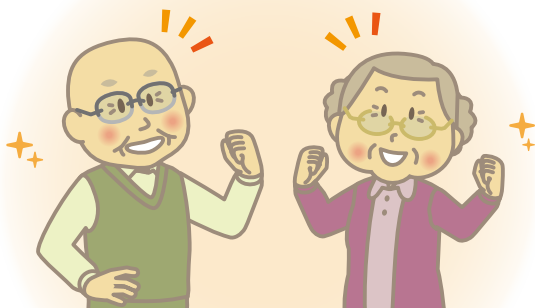
大切なことは、どんな場所にいても「住みなれた地域でくらししている」という実感をもてる環境をつくることです。

まだまだ働けるのに、なぜ高齢者の仕事は少ないの？

高齢者といってもみんな介護が必要なわけではありません。むしろ、健康なお年寄りのほうが多いくらいです。ですから、まだまだ働けるのに仕事がないほどつらいことはありません。高齢者はお世話を「される人」とは限りません。長い人生でたくわえられた知恵や技術があります。その知恵や技術を生かすことはとても大切なことです。しかし、高齢者には、単純な仕事やパートタイムでの仕事はあっても、就職先は限られているのが現状です。現在、多くの人が定年退職になる 60 歳と年金が全額もらえるようになる 65 歳までのあいだ、生活費のやりくりで苦労している家庭はとても多いのです。平成 24 年の法改正^(*)により、少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、定年以降、希望者全員を対象とした継続雇用制度など、雇用確保に向けた対策が進められています。

高齢者の知識や経験が生かせる仕事、また、健康な高齢者が若い人たちと同じようにできる仕事はたくさんあります。これからは、65 歳と年齢を区切らないで、高齢者が働ける環境をつくっていくことが大事です。

(*)「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部改正、平成 25 年 4 月 1 日施行



2

だれもが安心してくらせるまちとは？

高齢者も障害者も、そうでない人も、ともに生きる社会こそノーマル（普通）だという「ノーマライゼーション」という考え方は、ずいぶん広まってきました。それでもまだまだ高齢者や障害のある人にとっては不便なことは多く、バリアフリー（障害のある人が社会生活していくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること）は十分ではありません。

COLUMN 7 (p.24)

令和6年版障害者白書によると、全国に身体障害児・者は約436万人、知的障害児・者は約109万人、精神障害者は約614.8万人とされています。しかし、障害があろうとなかろうと同一人間です。また、人はだれしも高齢になるにしたがい不自由なところが増え、病気や交通事故で自由が奪われることもあります。障害者・高齢者の不自由を少しでも取り除いて、すべての人が同じような条件で生活できるようにするために、法制度の整備、地域における介護やリハビリテーションの拡充、福祉用具や情報機器による支援技術の進歩などが求められます。

また、最近、大規模な地震や集中豪雨などの自然災害が各地で起きていますが、自力で避難することが難しい高齢者や障害者が、一般の人に比べて被害にあいやすい傾向にあるといわれています。こうした状況では、高齢者などは安心してくらすことはできません。だれもが安心してくらせるまちにするためには、すべての人が弱い立場にある人のことを理解し、受け入れ、ともに支え合っていこうとする社会に変えていく必要があります。



3

「ふくし」の課題とその解決策を考えてみましょう

「障害」をどう表記するか

障害の表記の仕方は、いろいろあります。障害、障がい、しょうがい、障碍、あるいはチャレンジドといった言い方もあります。

どれが正しいかは決まっていません。それぞれに理由や考え方の違いがあります。障がいという表記をする人たちは、「害」という字はよくないから、平仮名で表記しようという立場です。でもそれに疑問をもつ考え方もあります。「障」という字にも悪い意味があるので、ぜんぶ平仮名にして「しょうがい」と書いた方がいいという意見です。一方で、最近の考え方では、障害とはその人の問題なのではなく、くらしにくさをつくっているのは社会の方にこそ問題がある。むしろ彼らは障害を被っている人たちという考え方からすれば「障害」なのです。

障害のある当事者の人たちの間でも、様々な意見があるそうです。その意味では、安易に流行りだからといって「障がい」と書いてしまうことは、専門職としては控えるべきです。つまり自分は、どういう考え方にたって、どう表記をするのか。深く考えてみるのが大切です。

障害のある人たちの話し合いでは、どう表記するかよりも、どう共に生きていくかの方が大事だという指摘があったそうです。同じ人間を健常者と障害者と区別しないでほしいという点では、全員が共通していたそうです。



3

情報技術はふくしにどう役立つのか

情報技術、すなわち、ICT (Information and Communication Technology) の発展は、私たちの生活様式を変化させるとともに、多様なコミュニケーションの方法を生み出してきました。また、ネットワーク技術を活用した機器開発やサービス提供が広がりをみせ、身近な家電製品もインターネットに繋がってその機能を最大限にいかすようになっていきます。特にスマートフォンはあらゆる人の生活場面で利用され、私たちの生活にとって、なくてはならない ICT の一つでしょう。

ただ、“目が見えなかったり、指先がうまく動かないとスマートフォン操作は無理”、“目しか動かないとパソコンは使えない”ことで、障害のある人は ICT 活用ができないのでしょうか。実は、私たちが学校などで使っているパソコンやタブレットには、障害のある人や高齢者が不自由なく操作できるようにする機能や、文字の拡大や音声読み上げによってホームページを見やすくする機能が最初から入っているのです。このような技術を「アクセシビリティ機能」とか「アクセシブルデザイン」といいます。

今後も、音声認識技術や AI (人工知能) を使った障害者向けのアプリ開発や福祉用具開発は、ますます盛んになっていきます。誰もが活躍できる公平で豊かな社会をめざすためには、ICT を利用する知識や技術は欠かせないでしょう。

TOPIC

福祉用具アイデアコンテスト

日本福祉大学では、福祉用具や機器を身近に考える機会を持ってもらいたいとの考えから、高校生を対象にした「福祉用具アイデアコンテスト」を開催しています。21回目となる2024年度は、「高齢者、障がいのある人、妊婦さん、幼い子どもたちなど誰もが快適に暮らせるための「もの」や「サービス」の工夫」をテーマにアイデアを募集し、970点の応募がありました。どのアイデアも、若い感性から発した斬新なものばかりであり、中には審査にあたった専門家をうならせ、ぜひ実用化したいと考えさせるようなものもありました。

「福祉用具アイデアコンテスト」

ホームページ



3

「ふくし」の課題とその解決策を考えてみましょう

4

こどもが健やかに成長するには？

子どもの虐待はなぜおこるのか

こども家庭庁によると、全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数は、2022年度には21万4,843件にのぼり、前年度より7,183件（3.5%）増え、過去最多を更新しました。また、2022年度には、児童虐待により72人の子どもが死亡しています。さらに、夫婦間の暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）が増えています。DVは子どもへの影響も大きく、子どもへの心理的虐待にあたります。

児童虐待はなぜおこるのでしょうか。その理由を4点あげます。

一つには、「孤立した子育て」です。例えば、ひとり親世帯に見られる問題や、ワンオペ育児の問題です。ワンオペ育児とは、ほとんどすべての家事や育児を一人で担う育児スタイルのことです。両親のうちどちらかが仕事により家事育児に時間をかけられず、もうひとりの親のワンオペ状態が続くと、心身に大きな負担がかかり、不満やストレスがたまってしまいます。身近な人たちの協力が得られないと、孤独感や不安感が高まり、それが子どもへの暴力へと向かってしまうことがあります。

二つ目には、親自身ががかかえている問題です。加害者となった親も、子どもの頃にひどい虐待の被害者であったことが少なくありません。うまく人間関係が結ばず孤立したり、子育てそのものの方法がわからないことによる不安により孤立することがあります。

三つ目としてあげられるのは、子ども自身ががかかえている課題が関係していることがあるという点です。子ども自身の得意不得意に大きな偏りがあったり、発達に凸凹があったり、という見えにくい障害が背景にあり、親は「育てにくい子」「いうことをきかない子」と感じてしまい、ついつい暴言や暴力による子育てに陥ってしまうこともあります。

四つ目は、子育て中の親やその子どもに対する社会の厳しい視線、競争社会における子育て家庭へのプレッシャーがあげられます。「良い子」に育てなければならないというプレッシャーにより、余裕のない子育てを強いられ、親が子育ての楽しさを感じられない状況を生み出すおそれもあります。

児童虐待がおこる理由は様々ですし、複雑に理由が絡まっていることが多々あります。だからこそ、関係機関が家庭に寄り添いながら子育てや子育てを切れ目なく支援すること、そして、子育て世代が気軽に相談できる機関や居場所が必要です。 **COLUMN 8**

COLUMN 8

子どもの権利条約

1989年に国連で採択され、日本は1994年に国会で^{ひじゅん}批准しました。子どもの最善の利益（ふくし）を実現するため、大人たち、国や自治体がすべきことが示されています。子どもたちの生命や生活を守り、豊かな教育と文化によって育て、子どもの声に十分耳を傾けるようにと書かれています。子どもにもわかる文章で子どもみんなに読んでもらうことになっていますが、みなさんは読みましたか。



子どもの権利条約の第12条には「意見表明権」といって、子どもが自分の意見を自由に表明する権利について書かれています。山形県遊佐町では、「少年議会」がつくられ、大人の議会と同じように政策提言をしたということです。他の自治体や学校では、どんなことをしているのか調べてみませんか。

不登校はなぜおこるのか

2023 年度文部科学省による調査結果によると、小・中学校における長期欠席者数は 493,440 人（前年度 460,648 人）です。このうち不登校によるものは 346,482 人（前年度 299,048 人）となっています。高等学校における長期欠席者数は 104,814 人（前年度 122,771 人）です。このうち不登校によるものは 68,770 人（前年度 60,575 人）となっています。

不登校の要因はさまざまです。不登校＝「いじめ」だけではありません。人間関係や学力など学校に関する要因のほか、家庭内のトラブルや家族の生活様式など家庭に関する要因、さらに「やる気が出ない」「学校に価値を見出せない」といった本人の考え方に関係する要因がありますが、これらの要因が複雑に絡み合って不登校となるケースが大半です。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が 2017 年 2 月に施行され、すべての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めていくことになりました。不登校への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、子どもが自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があります。また、子どもを見守りつつ、適切な支援やはたらきかけを行う大人の存在も必要です。さらに、教職員やスクールソーシャルワーカー等が協働し、魅力ある学校づくりにも真剣に取り組み始めています。 **COLUMN 9** (p.29)

不登校の子どもとつくるフリースクール

フリースクールは、さまざまな理由で学校に行けない・行かない子どもたちの学びや成長の場として、日本では1980年代後半から全国に広がりました。現在、フリースクール全国ネットワークに加盟している団体は、96団体あります。『ボクらの居場所はどこにある!』には、フリースクールに通った経験のある人たちの手記が寄せられています。この本の中で、工藤健仁さんは、フリースクール（東京シューレ）に通い始めた頃ののことを次のように書いています。

私は学校に行かなくなったと同時に、家が居場所だと感じられなくなってしまった。つらい記憶や苦しい思いが詰まっていて、気づくとひとりで考えごとをしていて、またつらくなるような時間の連続だった。家にいると歯車がかみ合わないようなそんな感覚があった。かといって、外出することにもなぜかびくびくしていて、普通なら学校に行っている時間に出歩いている自分に引け目を感じていた。意を決して初めてシューレに行き、「不登校だから」というモヤモヤしたいろんな思いが晴れて、とにかく楽しかった。学校に行っている、行っていないを気にせず過ごすことができる居場所だった。

（NPO法人フリースクール全国ネットワーク編『ボクらの居場所はどこにある!』東京シューレ出版、2009、39-40ページ）

5

若者や家族を大切にする社会にするには？

国際的な金融危機、新型コロナウイルス感染症、超スマート社会の到来などにより、貧困や格差が広がり、子育てが困難である状況は改善されていません。日本でも正規雇用や終身雇用制度などが見直され、20代から30代の若者の約3分の1が派遣や非正規雇用で働くことになってしまいました。以前からフリーターやニート（15～34歳の働いていない人のうち、家事も通学もしていない人）が社会問題になっていましたが、これらはより深刻化しています。また、この世代の正規雇用の仕事負担は大きく、仕事と家事や子育てなどをバランスよく成り立たせていくワーク・ライフ・バランスに困難が生じています。

厚生労働省と文部科学省は、2020年12月から2021年1月にかけて初めて「ヤングケアラー」の実態調査を実施しました。その結果、家族の世話や介護などに追われる「ヤングケアラー」は中学生では約17人に1人（5.7%）いることがわかりました。彼らの67.7%が、誰にも相談したことがないと答えています。

このように、結婚し、子どもを産み育て、幸せな家庭を築くことができる社会だとはいえない状況であることがわかります。

政府は、少子化対策として数多くの子育て支援政策を推進してきました。エンゼルプラン（1995～1999年）にはじまり、新エンゼルプラン（2000～2004年）へと引き継がれました。少子化対策基本法・次世代育成支援対策推進法（2003年）が制定され、「子ども・子育て応援プラン」（2005～2009年）、「子ども・子育てビジョン」（2010～2014年）と5年ごとに少子化対策が打ち出されてきました。しかし、少子化に歯止めはかかっていません。2015年4月からは「子ども・子育て支援新制度」がスタートしています。また、2023年4月に子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」が発足しました。

妊産婦・乳幼児等へは、「子育て世代包括支援センター」において母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援が実施されています。具体的には、母子保健法に基づく母子保健事業、子ども子育て支援法に基づく利用者支援事業、児童福祉法に基づく子育て支援事業などです。安心して妊娠・出産・子育てができる「地域づくり」もセンターの重要な役割の1つです。「地域子育て支援拠点事業所」など、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡調整、連携、協働の体制作りを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な子育て資源の開発等に努めています。

学校教育においては、格差社会を反映して、進学や受験への過熱が続いています。子どもの権利条約の定着を評価する国連の子どもの権利委員会からは、学校教育における「過度の競争」の解消を勧告されてきました。日本の子どもたちへの豊かな子ども期の保障が課題となっています。

現代社会においては、年金や医療保険など、高齢者の「ふくし」の課題が注目されていますが、子ども期から人生前半期にかけての「ふくし」の充実が、ますます求められています。子ども家庭福祉・学校福祉・教育福祉の分野へも注力し、子ども・若者、家族を大切にする社会を築きあげていきたいものです。

6

路上生活者(ホームレス)を どのように見えていますか？

ホームレスはなまけものですか。不潔な人ですか。かわいそうな人でしょうか。みなさんは、どんな目でホームレスを見えていますか。厚生労働省の調査(2024年)によると、全国のホームレス数は2,820人。大都市圏に多く、約25%の人たちが市街地の公園で、約23%が河川で生活し、廃品回収などで収入を得ています。また、最近では、「ネットカフェ難民」と呼ばれる若者の増加や、外国人難民のホームレス化が社会問題になっています。

日本のGDP(国内総生産)は世界で第4位(2023年)で、周囲の国々から日本は経済大国であるとみられています。そのような国で、なぜ住む家のない人たちが生まれるのでしょうか。湯浅誠さんは、著書『反貧困』の中で、日本の社会を「すべり台社会」と呼んでいます。すべり台のように、「うっかり足を滑らせたら、どこにも引っかかることなく、最後まで滑り落ちてしまう」社会だということです。(湯浅誠『反貧困』岩波新書、2008、30ページ)

なぜ、滑り落ちてしまうの？

厚生労働省の調査によると、日本ではいま、働いている人の37.1%が非正規雇用(パート・アルバイト・契約社員・派遣社員など)の立場に置かれています(2023年の実態)。非正規雇用の人たちは、契約の期間が終わると、仕事を失うことになります。また、企業の業績が悪化した時には、正規雇用の人に比べて解雇される可能性の高い立場に置かれています。

失業に備えて雇用保険という制度があります。保険の適用範囲拡大の動きもありますが非正規雇用の方は保険に入っていないことが多く、雇用保険を受けることができないことが多くあります。また、収入のない人が受けることのできる生活保護は、「働く能力がある」という理由で、なかなか受けることができません。このように、困った人がどん底まで落ちないようにと用意されているはずのセーフティネット(安全網)が、非正規雇用の方には役に立たないことがあり、網の目から落ちてしまうことがあります。

網の目から落ちた人の一部が、ホームレスという状態になって私たちの目の前に現れていますが、「すべり台社会」にいるだれもが滑り落ちる可能性をもっているといえます。ホームレスの問題を解決するには、私たちの社会のしくみから考え直す必要があります。

COLUMN 10(p.33)

ビッグイシューの活動

みなさんの町でも、『ビッグイシュー』という雑誌を街角に立って売っている方々を見かけるのではないのでしょうか。これは住まいを失った人たちが自分の生活再建を目指して販売する雑誌です。



ビッグイシューは1991年にロンドンで生まれ、世界各国に広がっています。日本福祉大学を卒業した水越洋子さんは、その創設者に会うためにイギリスを訪問し、帰国後、大阪の佐野章二さんとともに『ビッグイシュー日本版』の発行を始めました。2003年のことです。水越さんは現在、ビッグイシュー日本の共同代表であり、日本版の編集長を務めています。

ビッグイシューは月2回発行され、北は北海道から南は九州まで、多くの町で売られています。ホームレス状態になったが「よし、この仕事をやってみよう」と思う人は、1冊250円で仕入れ、路上で500円で売ります。1冊売れば250円の利益。もし1日に20冊売れば、その日はなんとか簡易宿泊所に泊まり、空腹をやわらげることもできるでしょう。30冊以上売れば、少しずつ貯金し、アパート入居を果たすことができるかもしれません。

ビッグイシューは、このようにしてホームレス状態の人に仕事を提供し、自立を応援する事業です。有限会社ビッグイシュー日本のように、ビジネスの手法を用いて社会問題に取り組む会社を「社会的企業」といいます。一方、ビッグイシューの販売者は、この会社に雇われているわけではありません。一人ひとりが明日の販売戦略を考え、自分の判断と手持ちの資金で仕入れた雑誌を売るのです。つまり彼らそれぞれが、自営の販売代理店といえます。

では、孤立して自己責任で売っているかという点、それも違います。名古屋の繁華街でこの雑誌を販売していたある高齢女性は、ある日、寂しそうな若い男性から「握手してください」と声をかけられ、手を握ってあげると、彼は「ありがとうございました」と丁寧に



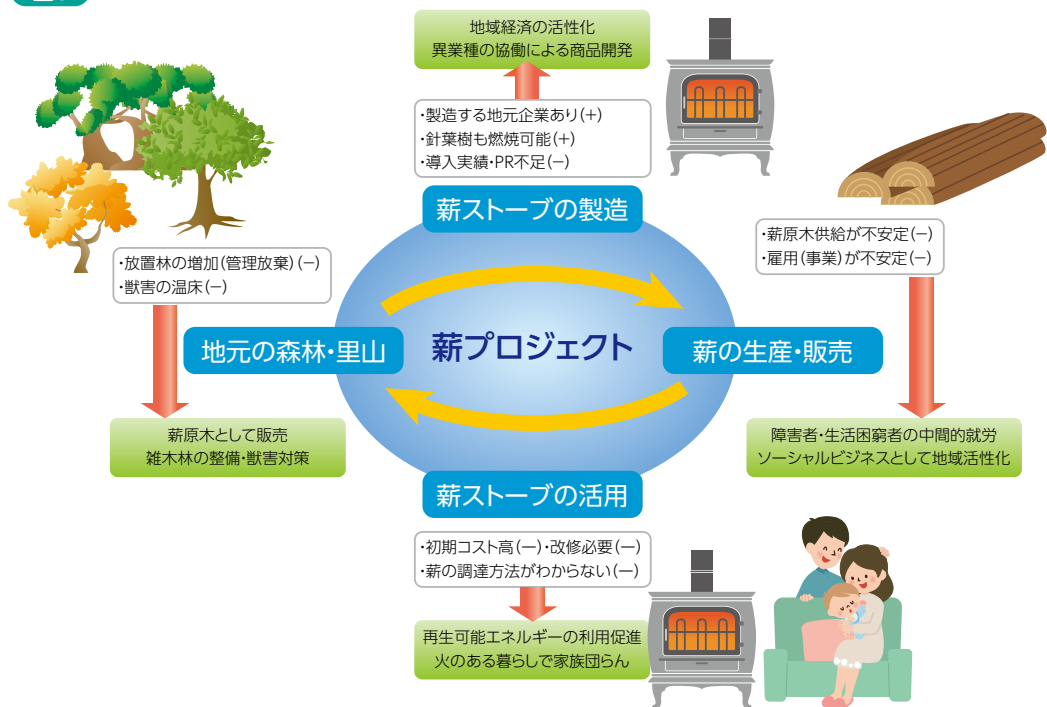
お辞儀をして去ったそうです。実はビッグイシューの連載記事の中での人気のひとつは、読者からの人生相談に販売者が答える欄なのです。路上の販売は、販売者同士の励ましあいによって支えられるとともに、町の人、購買者、読者たちとの交流をつくりだす場ともなっています。そういう社会関係回復によってこそ、暑い日差しの下で、また寒風にさらされる中で、路上販売という厳しい仕事を続けられるのです。ビッグイシュー事業は、ホームレス当事者の所得だけでなく、こうした社会参加への道筋を復活させることに、大きな意義があるといえるでしょう。

環境保全と福祉はむすびつくの？

環境保全の取り組みが、これまで働く機会を手に入れられなかった人たちに、社会的に求められる仕事を提供することで、両者が持続的に結びつくことができました。

滋賀県東近江市は、山林面積が広く、放置林の対策が環境保全の立場から求められています。そこで必要なのが除間伐作業です。しかし、その除間伐作業を困難にしているのが、その作業から出た原木の処理です。そこで、まちとしては、薪ストーブを製造する地元企業に働きかけ、その普及に乗り出しました。しかし、また問題が生じました。原木を薪にする作業にコストがかかり、それによって薪ストーブを利用する費用がかさむということでした。行政は **図5** のような「薪プロジェクト」を考案しました。

図5 薪プロジェクト



障害者や生活困窮者が、除間伐から出た薪原木を薪にする作業に取り組むという中間的な就労の場を確保することで、循環をつくりだしました。この循環によって働き手のニーズが生まれ、中間的な就労とつながることで、環境保全と福祉が一体となりました。地域の資源を活用し、新たなビジネスが生み出されることで経済が循環し、地域にとっても財産となる取り組みが成功しています。

4

「ふくし」の歴史

むかしから多くの人が、困っている人に手をさしのべてきました。



例えば^{みやざわけんじ}宮沢賢治は、「雨ニモ負ケズ」の中で、

人や環境にやさしく、自分にきびしい姿を描いています。

そして、「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」^{〔注〕}

と訴えています。



いつの時代も人びとは助け合って生きてきました。

人びとが助け合う歴史は人類の歴史といってもいいすぎではありません。

〔注〕『農民芸術概論綱要』筑摩書房、1997)



1

じ ぜん
慈善活動から社会事業へ

「ふくし」という目で日本の歴史を見ると、聖徳太子の時代には、すでに施薬院（^{せ やく いん}貧しい病人に薬を与えるところ）や悲田院（^{ひ でん いん}孤児や病人の世話をするところ）など仏教の慈悲（^{じ ひ}）の精神にもとづく4つの施設（四箇院）がつくられています。

世界に目を移しても、ローマの圧政に苦しんだキリスト教徒は、信者の相互扶助（助け合い）をおこないました。こうした救済を慈善といい、ほかの宗教でも慈善活動がおこなわれてきました。現在でも、社会福祉の事業をおこなっている宗教団体が多いのは、慈善活動の伝統があるからです。バザーもまた、こうした歴史から生まれました。

慈善活動は、裕福な人が貧しい人や恵まれない人にお金などを与えて援助するものです。最初は、個人的な活動でしたが、しだいに、援助するためのグループが生まれてきました。また、貧困や病気は、個人的な問題ではなく、社会がつくりだした問題だというように理解されるようになり、社会的に恵まれない人たちを援助しようとする活動が生まれました。さらに、学生が地域住民とともに地域のさまざまな問題を解決していきながらお互いに成長していこうという「セツルメント」という活動もあります。これは、恵まれない人たちの生活を後押しして、自分で生活できるように援助する活動としてはじめられたものです。これがヨーロッパでの「社会事業」のはじまりです。COLUMN 11

COLUMN 11

鈴木修学先生と日本福祉大学の創立

すず き しゅうがく

鈴木修学先生(1902年－1962年)は、生涯を社会事業にささげた宗教家です。

昭和初期からハンセン病患者の救済活動などの社会事業に挺身し、戦後には、法音寺山首として宗教活動にたずさわるかたわら、財団法人昭徳会（現 社会福祉法人昭徳会）理事長として児童や障害者の施設の運営にあたっていました。

その中で、戦災孤児になり浮浪生活ですさんだ子どもたちと接し、また障害をもつ子らを思うにつけ、未来をになう子どもたちを育てていくためには、人類愛に根ざし、専門的な知識をもって社会福祉の現場で働く人の育成が急務だと痛感するようになりました。

1950年代の初頭、社会福祉事業の従事者を養成する専門教育機関は、日本社会事業短期大学（関東）、大阪府立社会事業短期大学（関西）しかなく、中部地方でも設置が切望されていました。

修学先生は、「人間愛と科学的精神に満ちた社会福祉事業従事者を自らの手で育てたい」という熱い思いをもって、1953年、名古屋市内に中部社会事業短期大学（後の日本福祉大学）を創立しました。

（『日本福祉大学50年誌』『日本福祉大学の二十五年』より）

学園創立者 鈴木修学（日本福祉大学サイト）



みなさんは、民主主義社会が生まれるきっかけとなったフランス革命（1789 年）を知っていますか。フランスの三色旗に示される「自由・平等・博愛（連帯）」は、対等平等な個人が、互いに支えあって生きることの重要性を教えてくれています。

アメリカ大統領リンカーンは、国民の一人ひとりが主人公であり、黒人を差別しないように訴えました。このような動きが、差別をなくし、弱い者を支える考え方を社会的に強めてきたのです。

スウェーデンは、「自由・平等・博愛（連帯）」を最も徹底した国の 1 つです。デンマークで生まれたノーマライゼーション（誰もがノーマルな生活することは権利である）という考え方はスウェーデンで広がりを見せ、大きな影響を与えました。このように日本でも世界でも、人びとは人間の幸せのためにさまざまな仕組みを考え、活動を続けて今日をむかえています。

ノーマライゼーション

誰もがその人らしく当たり前の生活することは権利である、というノーマライゼーションの考え方は、1950 年代にデンマークで生まれました。当時は障害がある人たちは入所施設に収容するという政策に対して、障害児を育てる親たちが「我が子を自分の家で育てたい」という願いを訴えました。バンクーニケルセンはそうした願いを踏まえて、この考え方をつくりました。日本では「共生社会」と呼びました。

しかし障害のある人も、ない人も共に生きるということは簡単なことではありません。地域には差別や偏見があります。それらを乗り越えて、共生の文化をつくっていくことは大変なことです。そのために世界的には障害者権利条約をつくり、日本でも障害者差別解消法を制定してきました。

3

地域共生社会の実現に向けて

ケアリングコミュニティ

今、日本では地域共生社会をめざした改革が進められています。これは共生社会を基本としながら、支える側と支えられる側が分けられることなく、あらゆる人たちが役割をもって、お互いに支え合いながら豊かに生きていくことができる地域をつくろうという考え方です。

このことを、ケアリングコミュニティといいます。ケアリングコミュニティでは、誰ひとり地域から排除されることなく、お互いによりよく生きようという「相互実現」の考え方が大切にされます。自分らしくとか、個性を大切にといった自己実現を越えて、お互いの弱さを含めた存在を認め合い、相互によりよく生きようというのが、相互実現です。人は一人だけではなく、相互の関係性のなかで、その人の存在が輝いていくのです。

一人ひとりが役割を持てること。それは自己肯定感や自尊心につながります。しかし誰もがそれができるわけではありません。何かに躓^{つまづ}いて、それができにくい状況であるときに、その人に寄り添うことができる「伴走型支援」が必要になるのです。

地域共生社会とは、みんなが強くなれる世界をめざすのではなく、一人ひとりの人間の弱さを含めて認め合い、みんなで対等に支え合うことができる社会のことをいいます。

地域共生社会

現代社会でケアリングコミュニティが求められてきたのは、それだけ「社会的孤立」が深刻化してきたからともいえます。日本では、この数10年の間に、家族機能が低下したり、地域で支えあう機能が無くなったり、会社でも非正規雇用が進むなど、「つながり」が希薄になってきました。ただし昔のようなつながりは封建的であったり、抑圧的なものであったりして、必ずしも個人の自由や多様性が認められたものではありませんでした。今、私たちは地域共生社会として、新しい「つながり」をつくっていくことが求められています。

そして、それは人と人との関係だけではなく、社会のあり方を変えていこうという挑戦です。具体的には、縦割りの社会福祉の枠組みを、地域というコミュニティのなかで再編したり、誰一人取り残さないためのセーフティネットを作り直そうという試みです。そのためには社会福祉法を改正して、市町村ごとに包括的支援体制を構築していくことになりました。

地域共生社会を実現していくためには、私たち一人ひとりの意識や活動だけではなく、従来の社会福祉の制度やシステム、現場の実践も変えていく、つまりイノベーション（改革）をしていくことが求められています。まさに「ふくしの総合大学」である日本福祉大学が挑戦しているテーマそのものです。

5

「ふくし」の仕事

どんな仕事も時代の変化とともに変わっていくものです。

「ふくし」の分野もまた大きく変わりはじめています。



これまでの「ふくし」の仕事は

『困っている人を援助する「ふくし」の仕事』が中心でした。

「ふくし」が少しずつ広まってきた現在、

「困っている人」のためだけではない

『新しい身近な「ふくし」の仕事』がどんどんあらわれています。



1 より豊かな生活を支える「社会福祉」の仕事

「社会福祉」の仕事は、利用者が自立して、より豊かな生活ができるように支援することです。

かつては、支援の手をさしのべるのは、所得の低い人や身寄りのない人など特別な事情のある人を対象にしていました。しかし、ノーマライゼーションの考え方が進み、その人の所得や家庭の事情に関係なく、自立援助が必要なときには、どんな人も援助が受けられるというようになっています。

以下に、社会福祉の仕事を紹介します。

人に対して相談や援助をする職種——ソーシャルワーカー（SW）とケアワーカー（CW）

ソーシャルワーカーは、生活の中でさまざまな困難や悩みをかかえている人の相談にのって、役に立つ情報を提供したり、援助する人や施設を紹介したりする人の総称です。具体的には、社会福祉施設の生活指導員であったり、福祉事務所の相談員であったりします。病院には、適切な医療が受けられ退院後の生活相談にのる医療ソーシャルワーカー（MSW）がいます。

そのうち、精神に障害のある人を支える精神科ソーシャルワーカー（PSW）には、精神保健福祉士という国家資格があります。

ソーシャルワーカーになるためには、社会福祉士の国家資格を取得することが適切です。資格がなくても、例えば地方公務員となって、社会福祉の相談援助の仕事をすることもできます。しかし、社会福祉の基礎的な力をつけるためには、必須の資格といえましょう。

ケアワーカーは、食事、入浴、排泄、買い物、レクリエーションなど直接身のまわりの世話をし、介護を必要とする人の自立を支えます。具体的には、社会福祉施設の介護職員であり、訪問介護員（ホームヘルパー）です。

ケアワーカーになるためには、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー 2級）の資格を得るための養成研修を受けたり、介護福祉士の国家資格を取得したりします。

COLUMN 12 (p.41)

COLUMN 12

社会福祉士と介護福祉士のちがい

社会福祉士と介護福祉士は、1988年にスタートした国家資格です。大学や専門学校などで勉強して、受験資格を得たうえで、国家試験を受験することになります。

社会福祉士は、社会福祉全般に関する相談にのり、助言、援助する仕事で、社会福祉の制度や仕組み、ソーシャルワークなど相談援助技術のほか幅広い知識が必要となります。その人らしい生活を支えていくために、関係機関と調整し、社会資源の開発なども行います。援助領域も就労支援、犯罪者・非行少年の更生保護、成年後見制度など従来以上に広がっています。

介護福祉士は、日常生活をおこなうのに支障がある人に対して、その身辺動作、健康管理、社会活動、家事を助け、指導する仕事です。介護のアドバイスをおこなうので、介護の技術のほか、栄養学、心理学、医学など幅広い知識も必要とされます。 **資格内容** (p.58)

子どもにかかわる職種——児童福祉司(SW)と心理判定員、保育士

子どもの相談援助にかかわる職場の代表は児童相談所です。児童相談所は、18歳未満の子どもに関する相談に応じ、保護を必要とする子どもの扱いを決めます。職員は地方公務員で、代表的な職種は児童福祉司(SW)と心理判定員(児童心理司)です。児童福祉司は、社会福祉士資格が仕事につくための条件(任用条件)の一つになっています。

最近では、「児童虐待」の仕事が増えています。市町村の窓口などに寄せられる通告(虐待の訴え)にもとづき、児童福祉司が中心となって調査をおこない、家族再生への働きかけをしたり、子どもを施設に預けたりします。その中心になる施設が児童養護施設です。

COLUMN 13 (p.42)

児童福祉の施設には、児童養護施設のほかに、心やからだの障害や非行などに対応して専門の施設が用意されています。施設では、子どもの健全な成長発達を支える児童指導員や保育士が中心的な役割を果たします。

保育士は、保育所や乳児院、障害児その他の児童福祉施設に勤め、子どもたちに日常生活習慣を身につけさせ、健康管理やしつけのみならず、乳幼児教育も幼稚園に準じておこないます。0歳から6歳という急激な発達をとげる乳幼児を前にして、発達や障害、あるいは児童虐待などの理解を深める必要があります。

COLUMN 13

「児童養護施設」の役割

児童養護施設というのは、むかしは孤児院といわれました。日本では、1887年に石井十次^{じゅうじ}という人が岡山孤児院を開いたことがよく知られています。世界に目を向けると、「子どもの権利条約」**COLUMN 8** (p.27) の精神的な父といわれるコルチャック先生のユダヤ人孤児院が有名です。

いまの児童養護施設は、親のいない子は少なくなり、親に虐待された子どもが多く入所しています。また、知的障害や広汎性発達障害、ADHDなどの障害を持っている子どもの割合も増えています。そのため、心のケアが必要なことも多くなり、児童養護施設には心理療法を担当する心理職が配置されるようになりました。最近の児童養護施設では、保育士・社会福祉士・心理職・看護師などの専門職がチームで仕事をするようになっていきます。



コルチャック先生

コルチャック先生は、孤児たちとともにナチスのトレ布林カ収容所でいのちを奪われました。なぜ、そうなったのかホームページや図書館で調べてみましょう。

少年事件や家族のトラブルにかかわる職種——家庭裁判所調査官

家庭裁判所には、調査官という非行や家族関係の事実調査や人間関係の調整などをおこなう専門的な仕事（専門職）にたずさわる人がいて、非行少年の立ち直りを援助したり、離婚など家庭のトラブルの仲介をしたりしています。

非行少年の立ち直りを支援するために、保護観察所や少年院があり、保護観察官、法務教官という、調査官と同じような専門職（国家公務員）がいます。

介助や介護が必要な人を地域で支える職種

——介護支援専門員^{かいごしえんせんもんいん}（ケアマネジャー）、訪問介護員^{ほうもんかいごいん}（ホームヘルパー）

高齢者や障害者が、家庭でまた地域社会で普通にらせることが大切です。そのために、福祉と保健・医療の専門職が協力して、そうした人たちの介護や生活の支援をおこなっています。

高齢者の場合、市町村で介護サービスが必要だと認定されると、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、その人に応じたケアプランを作成します。ケアプランというのは、介護を受ける人にとって必要な目標や方針を立てることです。ケアマネジャーは通称「ケアマネ」とよばれますが、医師、看護師、保健師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士などの資格を持った人が取れる資格です。

高齢者や障害のある人たちの介護サービスをおこなうのは、社会福祉協議会をはじめ社会福祉法人（地域の福祉を支える民間組織）や民間の指定業者、農業協同組合（JA）、生活協同組合、非営利活動法人（NPO）などです。

自宅で生活する人の介護をする代表的な仕事は訪問介護員（ホームヘルパー）です。自宅での生活がむずかしい場合は、高齢者のための特別養護老人ホームや老人保健施設、医療施設（病院）などのほか、障害のある人たちにもさまざまな施設が用意されています。そこには、ソーシャルワーカーやケアマネジャーがいて、介護などに困る人の相談にのっています。

高齢者や障害者に医療や保健の専門職の協力が必要な場合には、医師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理セラピスト（臨床心理士の資格を持つ者が増えている）などが協力します。

理学療法士（PT）は、運動能力など身体の働きの低下を防いだり、障害を改善したりして自立を助けます。作業療法士（OT）は、食事など日常生活に必要な作業や動作の訓練、運動機能の回復を支えます。言語聴覚士（ST）は、言語や聴覚に障害のある人のコミュニケーションなどの機能回復をおこないます。心理セラピストは、心の相談にのったり、心理テストをおこなったりします。

2

「人」を育てる「ふくし」の仕事 ——保育・教育にかかわる職業(教職)

保育所保育士、幼稚園教諭

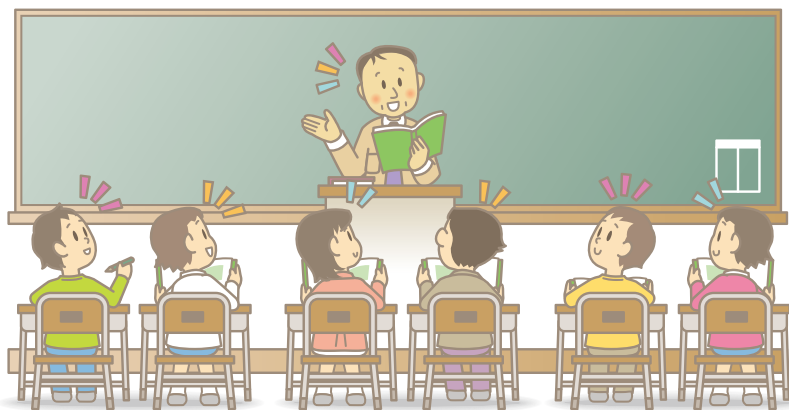
日本の保育・幼児教育制度では、保育所は「厚生労働省」管轄の児童福祉施設、幼稚園は「文部科学省」管轄の就学前教育の学校の一種という位置づけになっています。それぞれ、児童福祉法と学校教育法に定められています。しかし、このような二本立ての保育・幼児教育制度の国は、先進国では少なくなってきました。親の就労の有無にかかわらず、すべての乳幼児にふさわしい平等で豊かな保育・幼児教育の保障をおこなうことが国際的な流れになってきています。

日本でも、2006年から幼稚園と保育所の両方の機能を持つ「認定こども園」の制度がはじまりました。この「認定こども園」は、家族への子育て支援も担う施設です。このような「幼保一元化」が進んでいますので、保育所で働く保育士をめざす人は、幼稚園教諭の免許状もあわせて取得するのが普通になってきています。特に、2015年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」で新しくなった「幼保連携型認定こども園」で働くには、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方が必要です。

小学校教諭、中学校・高等学校教諭

「福祉は教育の母胎であり、教育は福祉の結晶である」(小川利夫^{おがわとしお})という至言があります。その意味は、十分な教育を受けるためには、福祉の支えが必要だということです。学校の先生は、各教科を「教える」＝授業だけでなく、学級担任や、部活動・サークル活動の指導、生活指導や心の悩みへの相談、進路や生活の相談などにも幅広くかかわります。また、不登校や非行、発達障害^(*)などにも対応します。

(*) 発達障害とは、何らかの理由で、集団生活、学習、対人関係などにおいて困難をかかえている場合をいいます。発達障害者支援法に定義される学習障害、注意欠如・多動性障害 (ADHD)、高機能自閉症等を指します。



学校教育で発生するさまざまな問題に対しては、福祉的な役割を担う職域があります。スクールカウンセラーは心の健康の面から、スクールソーシャルワーカーは就学保障の面から教育を支えます。養護教諭は保健室の先生であり、健康教育や性教育などをおこないます。

小学校の先生になるためには、小学校教諭を養成している大学や短期大学の学部・学科に入学しなければなりません。教職に関する科目や各教科の指導法などの必修科目を取得し、教育実習に行くことで免許状が取得できます。公立小学校の教員になるには、都道府県等が実施する教員採用試験に合格する必要があります。また、私立小学校の教員になるには、それぞれの学校が行う採用試験に合格する必要があります。

中学校・高等学校の教員免許状は、各教科別にあります（社会科や英語、保健体育など）。したがって、大学の専門の学部・学科で、その教科の免許状を取得できる「教職課程」が設置されているところで、希望する教科の免許状を取得していくことになります（例えば、本学の社会福祉学部社会福祉学科では、高校福祉科の免許状が取得できる「教職課程」を設置しています）。

特別支援学校教諭

障害のある子どもたちへの教育を専門的におこなう学校に、特別支援学校があります。2007年度から従来の盲学校、聾学校、養護学校が、障害の種別を越えた「特別支援学校」として統一されました。

また、普通学校（小・中学校）の特別支援学級では、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、身体虚弱、その他障害のある子どもたちにその発達の必要に応じたふさわしい教育をおこないます。知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されるものです。この学級運営にたずさわるのが特別支援教育の教諭です。

特別支援学校の先生になるためには、まず、基礎免許状といって、小学校か中学校・高等学校の先生の免許状のどれかを取得していなければなりません。そのうえで、障害児教育のさまざまな専門の必修科目を取得し、さらに特別支援学校に教育実習に行くことで、取得できます。

3

広がる「ふくし」の仕事

現在、「ふくし」の仕事は非常に幅広くなっています。また、「ふくし」の仕事はこれまで国や公的な機関が中心におこなっていましたが、最近では民間企業がいろいろなかたちで「ふくし」にかかわるようになってきました。

以下に、広がる「ふくし」の仕事の例を紹介します。

介護や施設経営などにかかわる仕事

自宅で介護を受けて生活する人のためのホームヘルプサービスをおこなう会社や、老人ホームなどの施設を経営する企業が増えてきています。

また、介護などで使用する用具を販売する介護ショップ、車イスや介護ベッドといった福祉用具のレンタルショップなども登場してきています。そういったお店では、福祉用具についての情報を利用者に提供したり、利用者に最適な製品をコーディネートしたりするなどのサービスもおこなっています。このように利用者を支援するのも大事な「ふくし」の仕事です。

社会参加を促す機器やアプリをつくる仕事



紙オムツのような身につけるものから、補聴器や車イス、介護ベッド、義肢・装具、コミュニケーション支援機器といったものまで、さまざまな福祉用具があります。例えば、車イス一つをとっても、自分で操作する自走式車イス、ハンドルやジョイスティックを使って操作する電動車イス、電動でリクライニングしたり、車イスに乗ったまま立ち上がったりする多機能な車イス、競技用車イスなどたく

さんの種類があります。このように福祉用具は利用する人が利用目的や身体状況に合わせて使いやすいものを選べるようにさまざまな種類がつくられています。

また、高齢者や障害者の立場に立って福祉用具を調整して販売したり、専用の機器を製作したりする企業もたくさんあります。特に最近では、身近なスマートフォンや情報技術（ICT）を活かした、高齢者などの見守り支援システムや、障害のある人を支援するためのアプリケーション開発が非常に多くなっています。

このような福祉用具やアプリケーション開発をするのも「ふくし」の仕事です。

社会参加を促すためのサービスをおこなう仕事

障害などを持った人や高齢者などがもっと快適に生活できるように、従来の仕事に「ふくし」の視点を盛り込んで新たなサービスをおこなう企業も増えてきています。

寝たきりの人や車イスの人が利用できる福祉タクシーや介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー 2 級）資格を取得した運転手に対応する福祉サービスタクシーなどがよい例かもしれません。

また、メールやインターネット機能の向上により、耳が聞こえにくいなどの障害にかかわらず携帯電話を利用することができるようになりました。そういった人たちが携帯電話を購入する際に困らないように、テレビ電話を利用した手話通訳サービスをおこなっているお店もあります。

このほか、手話通訳サービスや車イス貸し出しをおこなっているホテルや百貨店も少なくありません。障害者に配慮した内容のパッケージツアーや高齢者向け化粧教室なども登場しています。

COLUMN 14

スポーツの持つ力

3大会(アテネ、北京、ロンドン)連続でパラリンピックに走り幅跳びの日本代表として出場した谷真海(旧姓 佐藤真海)さんは、20歳の時に、骨肉腫のために右足下を切断し、義足生活になりました。つらい闘病生活の中で谷さんは、好きだったスポーツをまたやろうと思ったそうです。東京都障害者スポーツセンターに水泳をしに通うようになった谷さんは、センターの人から義肢装具士の臼井さんを紹介されます。臼井さんは日本のスポーツ義足の第一人者です。谷さんは臼井さんから、義足の人たちの陸上競技の練習会に誘われ、陸上競技に出会いました。谷さんは、自著『とぶ! 夢に向かって』の中で、はじめて義足で走った時のことを、次のように書いています。

臼井さんのことばにせなかをおされるように、思いきって義足に体重を乗せてみました。

50メートル。走ってみました。でも、とても走っているとはいえないようなスピードです。実際には歩いているような感じでしたが、体全体で風を感じることができました。その風がなんとも心地よく、さわやか!

もう走ることは一生ないかもしれない、と覚悟していたので、義足になっても両足で走れることがうれしくて仕方ありませんでした。

(佐藤真海『とぶ! 夢に向かって』学研、2012、79ページ)

COLUMN 15

スポーツに関わるふくしの仕事

スポーツに関わるふくしの仕事には、運動やスポーツ指導をメインとする体育教師や障害者スポーツセンターのスポーツ指導員、スポーツクラブのスポーツインストラクターのようなものと、運動やスポーツ指導がメインではないものの、高齢者施設や障害者施設、児童養護施設などでレクリエーションや運動、スポーツを指導するようなものがあります。どちらの場合も運動やスポーツの上達を促し、楽しさを伝える点では共通しています。

前者の場合は運動やスポーツの技術体系や体の構造や機能、身体的発達や認知面の発達に関する詳しい知識を持ち、指導対象となる人々の特徴に合わせて運動プログラムを作ったり、専門的な指導ができたりすることが必要となります。後者の場合は健康の維持や体力の向上、気晴らしのための運動などを人々の生活パターンや体の状態を考慮して日常生活の中に取り込み指導する力が必要となります。いずれの場合も、対象者の身体的な特徴や発達段階に応じて運動の方法やプログラムを考えたり、指導したりする力が必要です。

こうした仕事に生かせる資格として、保健体育教員免許状や健康運動指導士(健康・体力づくり事業財団)、パラスポーツ指導員資格(日本パラスポーツ協会)、レクリエーションインストラクターや福祉レクリエーションワーカー(日本レクリエーション協会)、スポーツリーダー(日本スポーツ協会)などがあります。 **資格内容** (p.58)

より快適にくらすための環境をつくる仕事

不自由なく快適に過ごせる環境づくりも大切な「ふくし」の仕事です。

最近では、バリアフリーに配慮した住宅をつくる建築会社が増えています。階段や廊下に手すりをつける、玄関や床の段差をなくして移動しやすくする、車イスでも使いやすいようにキッチンの高さを調整するなどバリアフリーのためのさまざまな工夫がなされています。住宅に限らず商業施設や街全体をバリアフリーにするための計画や開発の仕事も重要です。

また、最適な福祉サービスを受けるための相談や最新の福祉サービス情報を提供するような仕事もあります。個人だけでなく、地域全体の「ふくし」を向上するための地域福祉支援システムなどの整備に取り組む自治体などもあります。

世界で活躍する「ふくし」の仕事

地球上には様々な課題が横たわっています。先進国では、環境問題や社会での孤立などが大きな問題となり、発展途上地域では、戦争、難民、貧困をはじめとした深刻な問題が山積しています。地球全体としても地球温暖化の影響に立ち向かう必要に迫られています。これらの問題を課題として克服し、世界を持続可能な社会に創りかえ、すべての人が、人間として尊厳をもって生涯を過ごしていけるようにしていく必要があります。そのために、発展途上地域で、戦争で傷ついた人々の心の支えとなったり、開発の流れの中で取り残されがちな社会的弱者に対して支援を行ったりすることによって、社会の公正さを高め、小さなビジネスを起こして経済的にも自立できる社会を目指す、社会開発に関わる人材が必要とされています。日本の「ふくし」を世界の「FUKUSHI」にしていく時代です。

COLUMN 16 (p.50)



SDGs (持続可能な開発のための目標)

いま、世界中の国々で、地球の未来をよりよくしていくために、SDGsに基づく取り組みがすすめられています。SDGsとは、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどを含めて、地球全体を持続可能とするために、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む行動計画の目標のことです。2015年の国連「持続可能な開発サミット」において、**経済成長、社会的包摂、環境保護**の3つの要素を調和させながら、2030年までに世界の貧困に終止符を打ち、豊かさと人々の福祉を促進しつつ、環境を保護することを目指す新たな目標と、その実現のための具体的な行動(持続可能な開発のための2030アジェンダ)が定められました。2030アジェンダでは、「誰も置き去りにしない (leaving no one left behind)」を共通の理念として、17開発目標、169ターゲットが設定されています。

17の指標の中には、目標1「あらゆる貧困の解消」、目標3「すべての人の健康的な生活確保と福祉の促進」、目標5「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」、目標8「人間らしい雇用の促進」、目標11「包摂的で強靱で持続可能な都市と人間居住の実現」、目標16「平和で包摂的な社会の促進」など、日本福祉大学がこれまで取り組んできた、幅広い「ふくし」の教育・研究活動と深い関わりのある目標が設定されています。また、SDGsを幅広く広報し、世界中の諸機関で取り組みことができるように、世界共通のロゴが定められています。おそらく皆さんも、あちこちでこのロゴを目にすることがあると思います。私たちの毎日の行動や生活はすべて世界とつながっています。足元から地球の未来を考え、よりよい世界の実現に向けて一歩ずつ行動していきませんか。



より身近な「ふくし」の仕事

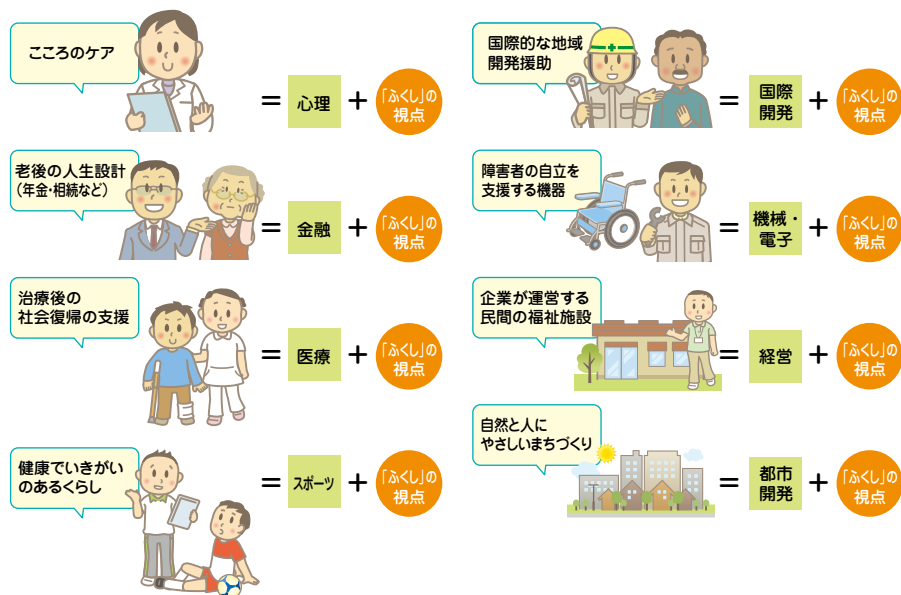
身近なところに「ふくし」に配慮したさまざまな仕事があります。

環境破壊などにより、私たちの住む環境が悪くなると快適な生活ができなくなります。環境にやさしい排出ガスの少ない車をつくることや、リサイクルやリユースしやすい素材で製品をつくりゴミの排出を減らす工夫をすることも、私たちが快適に生活する「ふくし」を支える仕事です。

銀行や保険会社は、年金や保険など私たちの生活に大きく影響する問題について相談にのってくれます。相談業務自体も「ふくし」を支えています。それ以上にこういった仕事は、「ふくし」の視点を持って相談者の満足感を高くする対応が求められます。

以上のように、「ふくし」の仕事はあらゆる分野に広がっています。このほかにも「ふくし」の視点を加えると、より良くなる仕事はたくさんあります。それぞれの仕事を通して「ふくし」を支える役割を果たしているのです。

●従来の分野に「ふくし」の視点を加えてみると…



「社会福祉」の仕事について、他にどんな仕事(職場、資格など含む)があるのか調べてみましょう。

(参考) 「福祉のお仕事／福祉人材センター・バンク」

全国社会福祉協議会中央福祉人材センター

<https://www.fukushi-work.jp/>

企業では、高齢者や障害者向けに、どんな商品やサービスを用意しているか調べてみましょう。

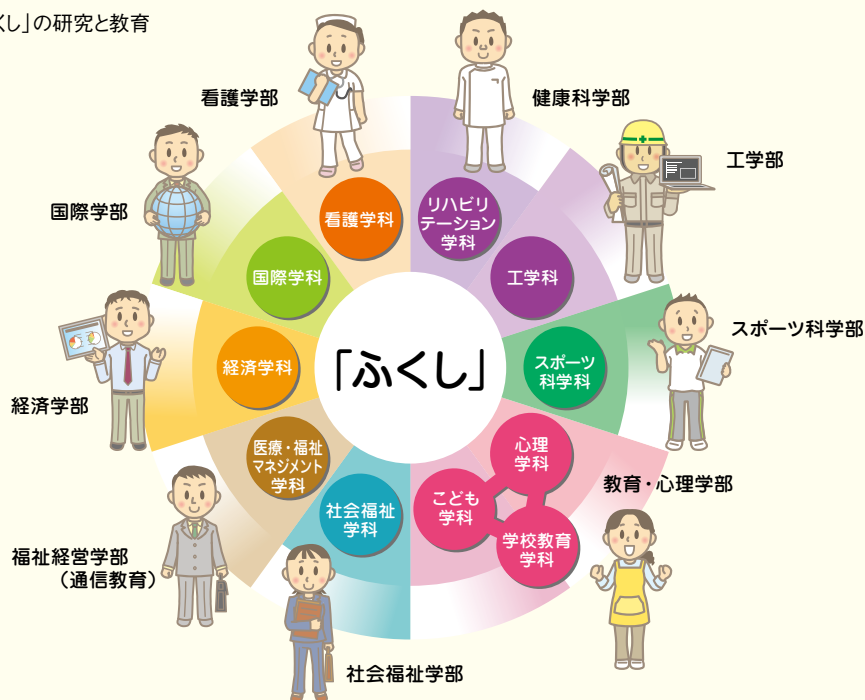
GUIDE

日本福祉大学は 「ふくし」を学び研究するところ

日本福祉大学は、
日本で最初に誕生した社会福祉学部をはじめとして、

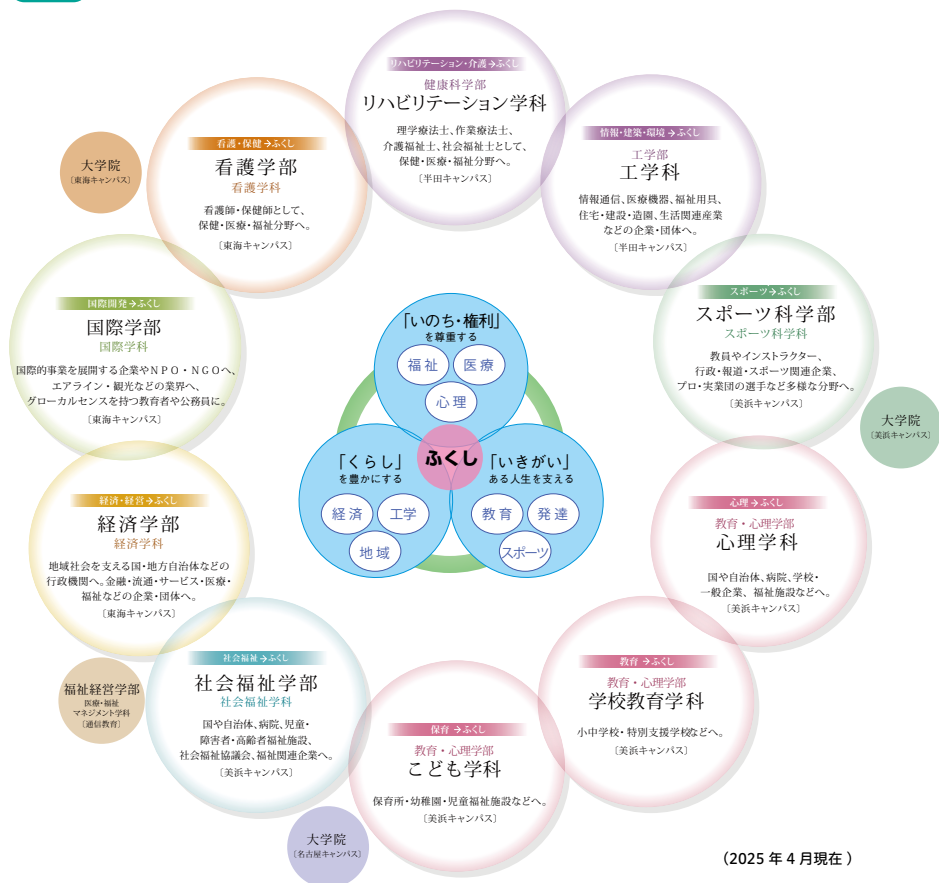
図6 の9学部 11 学科が協力して
「ふくし」の研究と教育をおこなっています。

図6 「ふくし」の研究と教育



(2025年4月現在)

図7 「ふくし」モデルと学部・学科の研究・教育



(2025年4月現在)

図7 は、4 ページに示した 図1 「ふくし」モデルに日本福祉大学の学部・学科での学びと研究をあてはめてみたものです。「いのち」においては、健康科学部リハビリテーション学科の理学療法、作業療法の各専攻において、医療、福祉をベースに健康に生きることを研究しており、工学部工学科では、情報技術・福祉用具や建築・環境をベースにすべての人がいきがいを持ってくらせる技術を研究しています。また、社会福祉学部には保健・医療福祉や精神保健福祉が位置づけられます。福祉経営学部医療・福祉マネジメント学科における病院や福祉施設の経営は、保健・医療福祉を支えます。看護学部では、医学・医療の知識に基づいて確実に看護を実践できる力を習得します。医療の高度化や包括的なチームケアが進むなか、適切な判断力を備えた他職種理解のできる看護専門職として、患者さんが健康を取り戻し、その人らしい生活が送れる方法を研究しています。地域の医療・福祉を担う専門職の人材養成に取り組んできた日本福祉大学は、「いのち」にかかわる領域をさらに発展充実させています。

「くらし」においては、経済学部や福祉経営学部が、格差社会やワーキングプアをなくす経済のしくみや社会のためになる経済・経営のあり方などを研究しています。社会福祉

学部とともに、年金や社会保障について学び、ゆたかな生活設計を考えます。社会福祉学科では、ソーシャルワーカーとしての基礎を身につけて、家庭や学校、地域での質の高いくらしの実現のための研究をしています。国際学部では、英語力を基礎に、発展途上国の人々の自立を支える研究をしています。

「いきがい」を持ち、自己実現できる人を育てる基盤は、子どもの発達を支えるところからはじまります。教育・心理学部では、ゆたかな発達が保障されるための保育、学校教育、特別支援教育、心理臨床的援助を研究します。また、スポーツ科学部では、教育・文化・福祉・医学・経営などあらゆる方向からスポーツを学びます。誰もが運動やスポーツを楽しみ、生涯にわたり健康でいきがいのあるくらしの実現のための研究をしており、障害者スポーツに関する研究は本学の大きな強みです。

日本福祉大学を構成する学部・学科は、「ふくし」社会実現のために互いに力を合わせています。入り口に違いはあっても、「いのち」「くらし」「いきがい」にかかわって協同して研究を行っています。最近では、地域包括ケアをめざした多職種連携の研究などにも大学全体で取り組んでいます。これらの学部・学科教育や研究を基盤として、日本福祉大学大学院ではさらに領域ごとの学びを深め、研究をすすめています。



参考資料 進路研究・「ふくし」学習のための Web サイト集

福祉の仕事・職種と資格など

- **福祉のお仕事／福祉人材センター・バンク** <https://www.fukushi-work.jp/>
福祉の仕事・職種と資格の関係がわかりやすく解説されています。
- **社会福祉法人 全国社会福祉協議会** <https://www.shakyo.or.jp/>
略して「全社協」。社会福祉全般について、理解できます。さらに学習するにはリンク集へ。
- **一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟** <http://www.jaswe.jp/>
連盟に加盟している大学等（会員校）は 248 校（2025 年 1 月現在）です。
- **公益財団法人 社会福祉振興・試験センター** <http://www.sssc.or.jp/>
社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の国家試験を実施しています。
- **公益社団法人 日本社会福祉士会** <https://www.jacsw.or.jp/>
社会福祉士の職能団体。国家試験・福祉関連の情報も充実しています。
- **公益社団法人 日本精神保健福祉士協会** <https://www.jamhsw.or.jp/>
精神保健福祉士の職能団体。国家試験・精神保健福祉分野の情報も充実。
- **公益社団法人 日本介護福祉士会** <https://www.jaccw.or.jp/>
介護福祉士の職能団体。介護に関する研修や調査などを実施しています。
- **公益社団法人 日本看護協会** <https://www.nurse.or.jp/>
日本最大の看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）職能団体。
- **一般社団法人 日本看護系大学協議会** <https://www.janpu.or.jp/>
会員校は 304 校（2024 年 7 月現在）。看護職を目指す方に役立つ進路情報が充実。
- **公益社団法人 日本理学療法士協会** <https://www.japanpt.or.jp/>
理学療法士の職能団体。会員は全国に 139,556 名（2024 年 3 月末現在）。
- **一般社団法人 日本作業療法士協会** <https://www.jaot.or.jp/>
作業療法士の職能団体。会員は全国に 62,821 名（2024 年 10 月 1 日現在）。
- **一般社団法人 全国保育士養成協議会** <https://www.hoyokyo.or.jp/>
保育士を養成する学校を会員とする団体。保育士試験指定機関として、全国的な規模で保育士試験を実施しています。
- **公益社団法人 日本心理学会** <https://psych.or.jp/>
認定心理士の資格認定などを行っています。
- **公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会** <http://fjcbcp.or.jp/>
臨床心理士（カウンセラー）の認定業務などを行っています。
- **公益財団法人 日本バラスポーツ協会** <https://www.parasports.or.jp/>
バラスポーツ指導員の養成事業からパラリンピック情報まで紹介。

福祉・介護産業関連

- **一般財団法人 保健福祉広報協会** <https://hcrjapan.org/>
国際福祉機器展の情報はこちらから。
- **公益財団法人 テクノエイド協会** <http://www.techno-aids.or.jp/>
福祉用具に関する情報はこちらから。
- **公益財団法人 共用品推進機構** <https://www.kyoyohin.org/>
だれにとっても使いやすい共用品・ユニバーサルデザインの情報はこちらから。

行政機関など

- **厚生労働省** <https://www.mhlw.go.jp/>
私たちの健康、介護、年金など生活に安心と活力をもたらす政策を展開。
- **経済産業省** <https://www.meti.go.jp/>
「ヘルスケア産業」「新産業創造戦略」などをキーワードに検索。
- **こども家庭庁** <https://www.cfa.go.jp/>
「こどもまんなか社会」実現のための政策を推進。2023 年 4 月発足。
- **独立行政法人 福祉医療機構** <https://www.wam.go.jp/>
福祉・医療・保健の総合情報サイト（WAM NET）。
- **国立社会保障・人口問題研究所** <https://www.ipss.go.jp/>
世界で類をみない高齢化が急速に進む日本社会が、データから見えてきます。
- **独立行政法人 国際協力機構** <https://www.jica.go.jp/>
JICA。青年海外協力隊事業などさまざまな国際協力事業を展開しています。
- **特定非営利活動法人 日本 NPO センター** <https://www.jnpoc.ne.jp/>
NPO に関する幅広い情報の収集と発信を行っています。
- **特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC）** <https://www.janic.org/>
国際協力を行う日本の市民組織（NGO）の活動の促進および強化を図っています。

参考資料 日本福祉大学卒業後に想定される進路と活かせる主な資格

仕事の系統		主な職場	対象別の施設・事業所	
			高齢者	障害児・者
相談・援助・調整 (ソーシャルワーク)系	利用者の相談に応じ、助言・援助を行い、その自立を支援します。福祉に関する情報をわかりやすく説明したり、関係機関との連絡・調整を図ったりすることも仕事です。	各分野の施設、事業所、相談機関（福祉事務所、地域包括支援センターなど）。職業指導員や就労支援員は障害者の就労移行支援や就労継続支援を行う事業所など	生活相談員・生活支援員 生活指導員・職業指導員・就労支援員	
			介護支援専門員 (ケアマネジャー)	児童指導員
介護 (ケアワーク)系	加齢や障害により日常生活に支障のある人の心身の状況に応じ、身体面の介護を中心にしています。在宅の場合は、家事援助や家族などへの介護指導を行うこともあります。	主に高齢者や障害者関係の施設、事業所 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、障害者支援施設、グループホーム、デイサービスセンター、訪問介護事業、障害福祉サービス事業など	介護支援専門員（ケアマネジャー）	
			介護職員 介護福祉士（※専門学校）	
保育・幼児教育系	保育士は、家庭養育の補完をし、基本的な生活習慣を身につけさせるなど、子どもの健全な心身の発達のため、健康で安全な、情緒の安定した生活ができるよう手助けします。幼稚園教諭は、満3歳から就学前までの幼児を対象に保育・教育を行います。	児童分野の施設、事業所 保育所、乳児院、児童養護施設、障害児施設、幼稚園、認定こども園など		保育士
				児童指導員
				社会福祉士・社会福祉主事
教育系	子どもたちの豊かな人間形成を支えるために、発達や教育への理解を深め、教育の場で生徒の指導・支援にあたります。	小学校、中学校（社会、英語、保健体育）、高等学校（福祉、公民、地理歴史、英語、保健体育）、特別支援学校など		
心理系	乳幼児から思春期、さらに成人から老人期まで、様々な問題をかかえた人や障害などがある子どものこころを理解し、教育や支援を行います。	社会福祉施設、病院、学校、各種相談機関、一般企業など		
保健・医療 (健康科学)系	利用者の健康上のケアや、身体の障害の機能回復（リハビリテーション）などを行う仕事です。	病院、保健所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問リハビリテーションなど	看護師	
			理学療法士（PT）・作業療法士（OT）	
			言語聴覚士（ST）（※専門学校）	
			健康運動指導士・健康運動実践指導者	
医療・福祉 マネジメント系	医療・福祉における制度や組織への総合的な理解のもと、病院、施設などの組織における実践的なマネジメント手法を身につけて仕事に活かします。	各分野の施設、事業所		
福祉工学 (情報工学・建築学)系	健康な暮らしと人びとの自立した生活をサポートするための工学・情報技術デザイン、建築・環境共生の知識を活かして、福祉用具や情報ネットワーク技術の開発、福祉環境づくりなどを行います。	高齢者、障害児・者福祉に関わる施設、事業所や福祉用具・機器、建設、住宅メーカー情報通信などの一般企業		

は資格要件のあるもの

は資格要件のないもの

各分野の
マネジャー
など

© 2004 Nihon Fukushi University

参考資料 資格からみる職業分野

※本学における資格取得要件は、本学ホームページ等でご確認ください。本学で取得できない資格も一部掲載しています。

社会福祉系・任用資格系		
資格名	資格内容	資格が生きる職場
社会福祉士	社会福祉士は、地域包括支援センター、在宅介護支援センターをはじめ福祉事務所や福祉団体等のソーシャルワーカー、社会福祉施設の生活相談員、生活指導員など、相談・援助・調整系の職種を指す国家資格です。心身の障害や社会環境上の理由で日常生活に支障がある人の福祉に関する相談、福祉サービス関係者との連携・調整やその他の援助を行います。また、社会福祉士を任用・採用条件とする職種・職域が広がっています（例 スクールソーシャルワーカー）。	①高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設など社会福祉施設（指導員）②医療機関（MSW：医療ソーシャルワーカー）③相談機関・社会福祉協議会など（地域福祉にかかわる専任職員）④国家公務員・地方公務員（施設の社会福祉職／福祉事務所の一般行政職）⑤介護保険事業者など
精神保健福祉士	精神科ソーシャルワーカー（PSW）という名称の国家資格。精神保健福祉領域のソーシャルワーカーとして、精神的健康に問題を抱える人の葛藤を和らげ、社会復帰を援助する専門家として、心理的援助や福祉サービスを行います。高ストレス社会といわれる今日、医療、保健、そして福祉にまたがる領域で、その役割はますます重要になっています。	①精神科・心療内科設置の総合病院②精神科の医療機関③精神保健福祉センター④福祉ホーム・生活訓練施設⑤保健所⑥デイケア施設など
社会福祉主事任用資格	もともとは各地方自治体の福祉事務所に勤務するための任用基準ですが、現在はさまざまな分野の社会福祉施設で、採用時の資格要件としてあげられることがあります。	①地方自治体の福祉事務所（ケースワーカー）②高齢者福祉施設・障害者福祉施設（生活指導員）など
身体障害者福祉司任用資格	福祉事務所や身体障害者更生相談所で身体に障害をもつ人やその家族から相談を受け、リハビリテーションや社会復帰に関する指導などを行う身体障害者福祉司のための任用資格です。	各地方自治体の福祉事務所・身体障害者更生相談所（専門職員）
知的障害者福祉司任用資格	福祉事務所や知的障害者更生相談所で知的障害者に関する日常生活、就職、施設入所などの相談、指導を行う知的障害者福祉司のための任用資格です。	各地方自治体の福祉事務所・知的障害者更生相談所（専門職員）
児童福祉司任用資格	児童相談所に設置され、児童相談所長の命を受けて、担当区域の児童の保護その他児童の福祉に関する相談に応じ、専門的技術にもとづいて指導を行います。相談内容は心身障害・養護・非行関係・育成など多岐にわたりますが、近年、児童虐待の相談件数が増えています（卒業後、「指定施設」において1年以上の実務経験が必要となります）。	都道府県および政令指定都市の児童相談所
児童指導員任用資格	児童福祉施設に勤務し、子どもが豊かな人間に成長するよう、生活指導や学習指導、生活上のアドバイスなどを行う専門職員。児童相談所や学校との連絡、親との連絡・面接など、子どもの教育と社会関係の調整や、施設職員のスーパーバイザーの役割も担います。	児童養護施設・知的障害児施設・肢体不自由児施設・母子生活支援施設・児童更生施設・情緒障害児短期治療施設・児童家庭支援センターなどの児童福祉施設
介護福祉士	身体や精神の障害があることにより日常生活を営むことに支障がある人の心身の状況に応じた介護を行い、またその人やその介護者に対して介護に関する指導を行う専門職の国家資格。施設系では介護職・ケアワーカーとして、在宅系では訪問介護員として活躍します。	①高齢者福祉施設②介護老人福祉施設・介護老人保健施設や、訪問介護・通所介護など居宅サービス系の介護保険事業者③身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設・精神障害者社会復帰施設④行政機関や社会福祉協議会など
スクールソーシャルワーカー	学校を拠点に、子どもたちを取り巻く不登校や虐待などの問題について家族や学校との橋渡しをしたり、地域社会と連携を取ったりして、子どもの立場に立って解決する専門家です。	学校

子ども・教育・心理系		
資格名	資格内容	資格が生きる職場
保育士	児童福祉施設で児童の保育、子どもたちのケアの中心を担っています。保育所では家庭機能の代替と、子どもたちの心身の発達・成長を促すための育成・指導、児童養護施設・障害児施設など入所施設では日常生活の世話や社会的自立のための援助を行っています。なお、認定こども園（就学前の幼児教育・保育、地域の子育て支援を担う。幼保連携型など4タイプ）については、幼保連携型認定こども園では、保育教諭（幼稚園教諭免許と保育士資格を併有。経過措置あり）が配置されます。その他の認定こども園では、満3歳以上を受け持つ場合、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が望ましく、満3歳未満を受け持つ場合は保育士資格が必要とされています。	①保育所②認定子ども園③児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、自閉症児施設、盲ろうあ者施設などあらゆる児童福祉施設
幼稚園教諭一種	幼稚園に勤務し、満3歳から就学前までの幼児を対象に保育・教育を行います。幼児の心身の発達を助けることが目的で、音楽や遊戯、絵画、童話などを通じて、自主性、協調性、創作表現力などを養います。	①幼稚園②認定子ども園
小学校教諭一種	小学校において、1年から6年までの児童を対象に国語や算数などの教科指導や、ホームルーム、給食、掃除などの生活指導を行います。小学校の教員はクラスを担当し、成長期児童の教育全般に携わる重要な職務です。児童の発達において、児童の教育のほか、児童の健康面での管理、児童保護なども重要な仕事です。	小学校
中学校教諭一種	中学校において、国語、英語、数学などの特定教科や、クラス担任を受け持ち、ホームルームでの生活指導やクラブ活動の指導、学校行事への参加、PTAの運営など仕事はさまざま。心身ともに不安定な成長過程にある生徒一人ひとりを理解し、その個性や才能を伸ばせるようにアドバイスや指導を行います。	中学校
高等学校教諭一種	教科は大きく分けて、国語、地歴・公民、数学、理科、保健体育、外国語などの普通教科と、福祉、工業、商業などの専門教科があります。各教科はさらにいくつかの科目、例えば国語は、現代の国語、言語文化、論理国語、文学国語、国語表現、古典研究に分かれます。高校教諭はこれらの教科・科目を教えるかたわら、ホームルーム、クラブ活動、生徒会活動、学校行事にかかわり、また生徒の生活・進路指導も行います。	高等学校
特別支援学校教諭一種 (知的障害者・肢体不自由者)	特別支援学校または一般学級に併設された特別支援学級で、幼稚園、小・中・高校に準ずる教育や、児童・生徒の障害を補うために必要な指導を行います。障害の程度や特性、発達段階は個人によって異なるため、指導内容・教材・教具に工夫をし、個々の生徒に適した環境を整え、社会参加・自立できるように導きます。	特別支援学校

子ども・教育・心理系		
資格名	資格内容	資格が生きる職場
養護教諭	小・中・高校で児童・生徒の健康管理にあたり、校内の救急処置、保健指導、健康相談、学校保健計画、保健室の管理運営を担当します。養護教諭は、児童・生徒の心身の健康管理を行うと同時に、学校の保健教育の担い手にもなり、それだけに医療・看護・保健衛生などの幅広い知識と、地域社会にまで及ぶ視野をもつことが必要とされます。	小学校・中学校・高等学校の保健室
社会教育主事 任用資格	社会教育に関する専門職員として、地方社会教育行政のかなめの役割をはたします。地域社会教育計画の総合的な立案から学習課題の設定、学習内容の編成、社会教育職員や実践活動者への助言・支援、関係団体への支援と育成などを行います。	公民館や生涯学習施設・体育スポーツ施設・社会教育情報センターなどの社会教育関係施設（専門職員）
公認心理師・ 臨床心理士	臨床心理学の知識や技術を用いて、相談面接などを通じて対象者の心の問題や悩みの解決にあたります。心理検査や心理療法などを行うとともに、医師との連携や、家族や職場などの関係者に働きかけて問題解決をはかります。社会福祉関係では、行政の相談所や一部施設で心理職（心理判定員）の配置が規定されています。相談所において心理的な判定を行う職員となるためには、精神衛生に関して学識経験を有する医師（またはこれに準ずる者）、大学等で心理学科を卒業した者（またはこれに準ずる者）が求められます。配置上の要件ではありませんが、関連する資格として、公認心理師（国家資格）および臨床心理士（日本臨床心理士資格認定協会による民間認定資格）があります。	①児童相談所、女性相談センター、更生相談所、身体障害者福祉センターなど福祉分野②病院、精神保健福祉センター、保健所など医療・保健分野③家庭裁判所、少年鑑別所など司法・矯正分野④小・中・高校のスクールカウンセラーなど教育分野⑤企業内の健康管理室・相談室など労働・産業分野⑥私立の相談機関
認定心理士	心理学の専門家として仕事をするために必要な最小限の標準的基礎学力と技能を修得していると、日本心理学会が認定する資格。	①社会福祉施設②病院③学校④企業など

保健医療系・リハビリ系		
資格名	資格内容	資格が生きる職場
看護師	病院、もしくは自宅で病気や怪我で療養している人が、安心して療養生活を行い、健康を回復し、日常生活に戻れるよう支援します。そのために、生活上の援助や指導、診療の補助、家族への介護方法の指導、さらに医師を含めた医療関係者との調整を行い、療養生活が円滑に進められるようにします。	①病院、訪問看護ステーション ②あらゆる分野の社会福祉施設
保健師	主に地域において住民の病気予防や健康の保持・増進のための保健活動を行います。企業で従業員の健康相談にのったり、病院で患者の療養生活への相談にのったりする場合もあります。対象となるのは乳児、妊婦、障害のある人、高齢者、在宅療養者など幅広いです。	①地域の保健所、市区町村の保健センター②病院、訪問看護ステーション ③企業④大学健康管理センター⑤地域包括支援センター
理学療法士 (PT: Physical Therapist)	何らかの原因で身体の機能に障害のある人に、筋力の増強などの運動療法、温熱・電気を使った物理療法を中心に施し、日常生活を送るうえでの基本的な動作能力の回復や機能低下の予防をはかります。介護職員や相談員・支援員など他の職種と連携しながら、生活場面の中での日常生活動作訓練、ケアプランの策定などの役割を担います。	①病院、リハビリテーションセンターなど ②肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、身体障害者療護施設などや一部の特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターなどの福祉施設
作業療法士 (OT: Occupational Therapist)	何らかの原因で身体の機能に障害のある人に、工作や手芸などの作業、生活動作の訓練などを通じて、機能の回復や機能低下の予防をはかります。介護職員や相談員・支援員など他の職種と連携しながら、生活場面の中での作業訓練、ケアプランの策定などの役割を担います。	①病院、リハビリテーションセンターなど ②肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、身体障害者療護施設などや一部の特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターなどの福祉施設
言語聴覚士 (ST: Speech Therapist)	何らかの原因で言語障害や難聴、失語、言語発達遅延など言語・聴覚の障害をもつ人に対し、専門的な訓練・指導を行い、機能回復や障害の軽減をはかる専門職。	①病院、リハビリテーションセンターなど ②難聴幼児通園施設、聴覚言語障害者更生施設
視能訓練士	斜視や弱視など、見る機能（視能）に障害のある人に、機能回復のための視機能検査と視能矯正訓練を行う専門職。	①病院、リハビリテーションセンターなど ②保健所③学校
義肢装具士	何らかの障害で失った手足の機能の代わりをする義肢、コルセットなどの治療を目的とした装具を製作し、利用者が日常生活をおくるうえで必要な機能の補完をはかり、社会復帰を促進するリハビリテーションを行う専門職。	①民間の義肢装具製作企業（多くは企業に所属し病院、リハビリテーション、肢体不自由児施設に出向く） ②補装具製作施設

マネジメント系・福祉工学系・スポーツ系その他

資格名	資格内容	資格が生きる職場
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護者などからの相談やその心身の状況に応じた適切な居宅・施設サービスを利用できるよう、ケアプランを作成し、市町村・事業所・高齢者施設などとの連絡調整を行います。	施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設など）と居宅サービス事業所（訪問介護、通所介護など）
福祉住環境 コーディネーター 1級～3級	高齢者や障害のある方の身体的特性や生活特性をふまえ、住みやすく安全な住環境を提案する専門家。福祉、医療、建築などについて幅広い知識を身につけ、ソーシャルワーカーや建築関係者などの専門家と連携を取りながら、適切な住宅改修プランを提案します。2級以上資格取得者は、介護保険制度のもとで、住宅改修費用支給の申請に係る理由書を作成することができます。また、各種の福祉サービスや福祉用具・介護用品・家具などの選択や利用方法のアドバイスなども行います。	①地域包括支援センター・高齢者生活福祉センター・老人保健施設・病院など ②建築設計事務所や住宅設備メーカーなどの企業
一級・二級建築士	建築士法によって定められた国土交通省認定の国家資格であり、建物の設計から工事監理等の業務を行う建築の専門家です。一級建築士（国土交通大臣の免許）、二級建築士（都道府県知事の免許）は、建物の規模と構造の差で区別されています。	①建設会社②工務店③住宅メーカーなどの企業
ビオトープ管理士 2級 (計画・施工)	ビオトープ管理士は、専門性の異なる「計画部門」と「施工部門」の2部門があり、さらに難易度によって1級と2級に区分されています。地域の自然生態系の保護・保全、復元、創出の理念や、野生生物などの調査技術をふまえ、〈計画管理士〉は都市計画、農村計画など広域的な地域計画のプランナーとして、〈施工管理士〉は設計・施工にあたる事業現場担当の技術者として活動します。	環境を重視するさまざまな自治体、民間企業
医療事務	病院業務をスムーズに機能させるため、患者や外部との折衝を担当し、医師や看護師などが本来の仕事に専念できるようサポート、IT化が進む病院内のあらゆる事務手続きや処理に携わります。	病院、診療所、歯科医院など
手話通訳士	手話の技術によって、健聴者（耳が聞こえる人）と聴覚障害者のコミュニケーションを援助します。手話通訳士には年代・地域による手話表現の違いや場面による使い分けなどを瞬時に理解する能力も求められます。	行政機関・団体・企業など聴覚障害者がいるところや、病院や役所など聴覚障害者が外向いていくところすべてが活躍の場
福祉用具 プランナー	福祉用具を必要とする高齢者や障害者に対し、必要な福祉用具の選択の援助や、利用の支援、使用状況のモニターや評価などを行うことのできる専門家です。この資格の学習を行うことにより、福祉用具の選定や相談、利用指導などの業務を行う場合に役立つ知識・技術を習得することができます。	居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、特別養護老人ホーム、リハビリテーション病院など
情報処理技術者 (基本情報技術者、ITパスポート、情報セキュリティマネジメントなど)	情報処理技術者試験は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき経済産業省が、情報処理技術者としての「知識・技能」が一定以上の水準であることを認定している国家試験です。情報システムを構築・運用する技術者を対象とした「基本情報技術者」、情報システムの利活用者を対象とした「ITパスポート」、業務で個人情報扱う人などを対象とした「情報セキュリティマネジメント」などの資格が含まれます。	情報通信産業、さまざまな自治体や民間企業のIT利活用者
介護職員 初任者研修 (旧 ホームヘルパー2級)	在宅の高齢者や障害者の住まいを訪ね、食事や入浴、排泄、衣服の着脱や移動などの介護サービスや、調理、洗濯、掃除、買い物など家事援助サービスを行います。保健・医療など他の機関との連携が行えるよう、連絡調整能力も求められるようになってきています。ホームヘルパー2級の資格が2013年度より「介護職員初任者研修」に変更になり、資格制度が新しくなりました。制度変更に伴い、介護福祉士になるためにはこの介護職員初任者研修課程を受講し、さらに「介護福祉士養成のための実務者研修」を受講する必要があります。	介護保険制度のホームヘルプ事業を実施している法人（市町村社会福祉協議会、その他の社会福祉法人に加え、医療法人、営利法人、生協、農協、NPOなど）

マネジメント系・福祉工学系・スポーツ系その他		
資格名	資格内容	資格が生きる職場
パラスポーツ指導員 初級～上級 (初級・中級)	日本パラスポーツ協会が制定した公認指導者制度にもとづき、障がいの特性に応じたスポーツ指導を行います。パラスポーツの普及・振興と競技力向上にあたる指導者です。	障害児・者の福祉施設、医療現場、スポーツ関連施設・団体、学校、企業など
健康運動指導士	保健医療関係者と連携しつつ、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成及び実践指導計画の調整等を行います。生涯を通じた国民の健康づくりに寄与する目的で創設され、生活習慣病を予防し、健康水準を保持・増進する観点から大きく貢献しています。	①アスレチッククラブ、フィットネスクラブ等のスポーツ施設②病院、診療所、保健所、老人保健施設、高齢者福祉施設③企業の健康管理部門など
健康運動実践指導者	積極的な健康づくりを目的とした運動を安全かつ効果的に、実践指導できる能力を有すると認められる者。自ら見本を示せる実技能力と、特に集団に対する運動指導技術が必要とされます。生涯を通じた国民の健康づくりに貢献し、子どもたちの発達段階をふまえた健康教育にも関わります。	①学校関係②アスレチッククラブ、フィットネスクラブ等のスポーツ施設③病院、診療所、福祉施設④企業の健康管理部門など
レクリエーションインストラクター	ゲームや歌、集団遊び、スポーツといったアクティビティを効果的に活用し、対象や目的に合わせてプログラムを企画・展開できる人材です。	①幼稚園・小中学校②福祉施設（高齢者・児童）③地域の子育て支援センターなど
福祉レクリエーションワーカー	対象者個々人に合う「活動プランづくり」、1対1の場面での「コミュニケーション」、個々人に合わせた「活動のアレンジ」などを通じて、一人ひとりの生きがいをづくりを支援することができる人材です。	①福祉施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・デイサービス、障害者施設など）②幼稚園・保育所

「はじめてのふくし」をご活用いただいている学校・団体（都道府県内 50 音順）

※本誌をご請求いただいた学校・団体を記載しています（2020~2024 年度実績）。

■北海道	北海道釧路明輝高等学校 北海道栗山高等学校	北仲福祉会 北陸学院高等学校	■兵庫県	県立神崎高等学校 神戸山手女子高等学校 西宮市立西宮東高等学校	
■青森県	県立八戸北高等学校 県立八戸西高校	■福井県	啓新高等学校 県立鯖江高等学校 丹南キャンパス 県立丹南高等学校 福井南高等学校 北陸学園 北陸高等学校	■和歌山県	近畿大学附属新宮高等学校 県立和歌山北高等学校 北校舎 ふあいん
■岩手県	県立一関第二高等学校 県立久慈東高等学校			■島根県	県立松江農林高等学校 県立横田高等学校
■秋田県	社会福祉法人双山会	■岐阜県	岐阜県社会福祉協議会 黒野あそか苑 県立揖斐特別支援学校 県立海津明誠高等学校 県立郡上高等学校 県立西濃高等特別支援学校	■岡山県	岡山市立岡山後楽館高等学校 倉敷市立倉敷翔南高等学校 県立岡山御津高等学校 県立倉敷中央高等学校 県立備前緑陽高等学校 ノートルダム清心女子大学 明誠学院高等学校
■山形県	県立上山明新館高等学校 県立東桜学園高等学校 県立村山産業高等学校	■静岡県	県立島田商業高等学校 県立清流館高等学校 静岡県社会福祉人材センター 静岡サレジオ高等学校 清水国際高等学校	■広島県	盈進高等学校
■福島県	県立会津学鳳高等学校 県立いわき海星高等学校	■愛知県	刈谷市社会福祉協議会 啓明学園高等学校 県立安城南高等学校 県立一宮北高等学校 県立一宮豊学校 県立岡崎商業高等学校 県立岡崎東高等学校 県立杏和高等学校 県立古知野高等学校 県立津島北高等学校 県立桃陵高等学校 県立豊丘高等学校 県立豊田東高等学校 東海学園高等学校 東邦高等学校 名古屋市立西陵高等学校 日本福祉大学付属高等学校 半田市立半田中学校 藤ノ花女子高等学校 名城大学附属高等学校	■山口県	県立岩国高等学校 県立宇部高等学校 県立熊毛南高等学校 県立山口南総合支援学校 柳井学園高等学校
■茨城県	県立太田西山高等学校			■徳島県	生光学園高等学校
■埼玉県	県立戸田翔陽高等学校			■香川県	県立高松北中学校 県立高松南高等学校 県立丸亀城西高等学校
■千葉県	県立松戸向陽高等学校 ふくしコンソーシアムちば 第一学院高等学校 柏キャンパス 千葉学芸高等学校 流通経済大学付属柏高等学校			■愛媛県	済美高等学校
■東京都	学習院女子高等科 都立小岩高等学校 都立昭和高等学校 都立中央ろう学校 都立府中東高等学校 はあと・ふる・えりあ 東大和市社会福祉協議会			■高知県	高知市立高知商業高等学校
■神奈川県	県立上溝高等学校 県立川崎高等学校 立花学園高等学校 藤沢市太陽の家 藤の実学園			■福岡県	クラーク記念国際高等学校 久留米キャンパス クラーク記念国際高等学校 福岡中央キャンパス 県立中間高等学校 県立福岡高等視覚特別支援学校 県立福岡高等聴覚特別支援学校 県立福岡講倫館高等学校 JOY 倶楽部 明光学園高等学校
■新潟県	県立柏崎高等学校 県立八海高等学校 県立村上桜ヶ丘高等学校 国際こども・福祉カレッジ 古町キャンパス	■三重県	県立明野高等学校 県立宇治山田高等学校 県立城山特別支援学校 津市立三重短期大学	■佐賀県	PICFA
■山梨県	県立上野原高等学校	■滋賀県	彦根総合高等学校	■長崎県	県立口加高等学校
■長野県	上伊那福祉協会 長野県上田千曲高等学校 長野県豊科高等学校 長野県松代高等学校 長野女子高等学校	■京都府	京都暁星高等学校 京都聖母学院高等学校 府立京都八幡高等学校 南キャンパス 府立丹後緑風高等学校 久美浜学舎	■熊本県	県立八代工業高等学校
■富山県	県立志貴野高等学校 県立高岡西高等学校 県立富山北部高等学校 県立南砺平高等学校 県立南砺福光高等学校	■大阪府	インクライフサポートセンター 大阪市立淀商業高等学校 向陽台高等学校 ピアセンターかわちなごの 府立大塚高等学校	■大分県	大分東明高等学校
■石川県	県立金沢北陵高等学校 県立小松高等学校 星稜高等学校			■宮崎県	県立宮崎商業高等学校 西都市社会福祉協議会 宮崎第一高等学校
				■鹿児島県	神村学園専修学校 クラーク記念国際高等学校 鹿児島キャンパス 県立大島高等学校 ホープ
				■沖縄県	県立球陽高等学校 県立普天間高等学校 県立陽明高等学校

4

© 2004 Nihon Fukushi University

本学作成協力者 (2025 年度在籍教員のみ記載、50 音順)

■日本福祉大学	児玉 善郎	中村 信次	福田 秀志
	小松理佐子	野尻 紀恵	藤田 紀昭
	千頭 聡	原田 正樹	渡辺 崇史

“はじめてのふくし”をWebでもご覧いただけます。

<https://www.n-fukushi.ac.jp/hajimete/>



編集・発行 学校法人 日本福祉大学
発行日 2025年4月1日第22版発行

お問い合わせ先 日本福祉大学 教育文化事業係
〒460-0012 名古屋市中区千代田5-22-35
TEL:052-242-3045 FAX:052-242-3046
ホームページ <https://www.n-fukushi.ac.jp/>

本書の無断複写複製(コピー)は、特定の場合を除き、著作権・出版権の権利侵害になります。



SINCE 1953

Well-being for All



日本福祉大学

社会に起こる問題は複雑で
その解決には多様な力が必要です。
誰一人取り残さない、すべての人の幸せを
創造する大学として
日本福祉大学は、これからも
課題に挑み続けていきます。

* 2023年に日本福祉大学は学園創立70周年を迎えました。



進学等に関するお問い合わせは、
日本福祉大学 入学広報課までご連絡ください。
TEL: 0569-87-2212 FAX: 0569-87-5849